

保育所運営に当たっての補助等

事業者による保育事業運営の安定及び保育士処遇改善に要する負担を軽減するため、以下の制度により経費の一部について補助等を行っています。

1 墨田区私立保育所扶助要綱

児童福祉法第 45 条の規定により定められた児童福祉施設最低基準を超えて行う保育内容の充実に要する経費について扶助します。

2 宿舍借り上げ支援

認可保育所等に勤務している保育士等の宿舍借り上げに係る経費の一部を補助します。

3 保育士等キャリアアップ補助

保育士の処遇改善を目的として、勤務条件の整備等のキャリアパス要件を満たす保育事業者に対して、保育士賃金改善に要する経費の一部を補助します。※事業者が社会福祉法人である場合は、東京都が補助します。

4 保育サービス推進事業

特別保育事業及び地域子育て支援事業に取り組む保育事業者に対して、その経費の一部を補助します。 ※事業者が社会福祉法人である場合は、東京都が補助します。

※国及び東京都の制度に合わせて、補助制度を変更する可能性があります。また、予算の範囲内での補助を前提としますので、ご承知おきください。

墨田区私立保育所扶助要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する私立の保育所（公私連携型を含む。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する私立の幼保連携型認定こども園（以下「保育所」という。）が、法第45条の規定により定められた児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「設備・運営基準」という。）を超えて行う保育内容の充実に必要な経費について区が扶助を行い、もって児童の健全な発育に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 入所児童 墨田区保育所等の利用調整等に関する規則（平成27年墨田区規則第21号）第5条第3項により保育の利用を決定した児童をいう。
- (2) 国基準 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第42条第3号の規定に基づく、保育所に係る国庫負担金交付基準をいう。
- (3) 定員 保育所の入所児童の利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「子ども・子育て支援法」という。）第31条第1項及び附則第7条に規定する特定教育・保育施設の確認をする際に定める定員）をいう。
- (4) 受託児 区内の保育所に入所している児童で、墨田区以外の市区町村の長が保育の利用決定をした児童をいう。
- (5) 委託児 区外の保育所の入所児童で、墨田区長（以下「区長」という。）が保育の利用決定をした児童をいう。
- (6) 公定価格 「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に必要な費用の額の算定に関する基準等」（平成27年3月31日内閣府告示第49号。以下「特定教育・保育に必要な費用の額の算定に関する基準」という。）第1条の12に規定する公定価格をいう。
- (7) 標準時間保育 墨田区保育所等の利用者負担額を定める条例（平成27年墨田区条例第23号。（以下「負担額を定める条例」という。）第3条第2号に定める区分の認定子どもが受ける保育をいう。
- (8) 短時間保育 負担額を定める条例第3条第3号に定める区分の認定子どもが受ける保育をいう。
- (9) 保育士 法18条の4に規定する者であって、従事すべき業務が保育であるものをいう。
- (10) 調理員 調理業務に携わる者をいう。
- (11) 保健師等 保健師、助産師又は看護師をいう。
- (12) 常勤職員 次に掲げる全ての要件を満たす者をいう。ただし、調理員については次のウのみを要件とする。

ア 期間の定めのない労働契約を締結（1年以上の労働契約を締結している者を含む。）していること。

イ 労働基準法施行規則（平成22年厚生省令第23号）第5条第1項第1の3号により明示された

就業の場所が当該保育所であること。

ウ 当該保育所の就業規則に定めた常勤職員が勤務すべき時間（月120時間以上の勤務時間をいう。）に達していること、又は1日6時間以上かつ月20日以上、常態的に勤務していること。

エ 当該保育所（社会保険の一括適用の承認を受けている場合は、本社等）を適用事務所とする社会保険の被保険者であること。

(13) 非常勤職員 前号に該当しない者であって、保育所と直接雇用関係にあるものをいう。ただし調理員については直接雇用関係にあるかを問わない。

(14) スポットワーク 短時間かつ単発の就労を内容とする雇用契約の下で働くこと。

（入所児童の年齢計算）

第3条 入所児童の年齢計算は、当該児童について入所の日の属する年度の初日の前日を基準日として行う。

2 前項の規定により年齢を計算された入所児童が、年度を超えて引き続き同一保育所に在籍することとなる場合の年齢計算は、毎年度の初日を基準日として行う。

3 前2項の規定により年齢を計算された入所児童の年齢は、その年度中に限り変更しないものとする。

第2章 扶助の種類及び内容

（扶助対象経費）

第4条 扶助対象経費は、次のとおりとする。

- (1) 一般保育所対策事業
- (2) 施設振興費加算
- (3) 嘱託医手当加算
- (4) 嘱託歯科医手当加算
- (5) 保育材料費加算
- (6) 遊具購入費加算
- (7) 廃棄物処理加算
- (8) 副食費加算
- (9) 研修費加算
- (10) 保育士等手当加算
- (11) 園外保育充実費加算
- (12) 夏期保育充実費加算
- (13) 分園対策調理員加算
- (14) 保健師等加算
- (15) 職員増配置加算
- (16) 年末保育事業
- ア 年末保育充実費加算
- イ 年末保育対策費加算
- (17) 保育所地域活動事業
- (18) 零歳児保育扶助

- ア 零歳児嘱託医手当加算
- イ 零歳児調理員加算
- ウ 零歳児保育推進加算
- (19) 11 時間開所保育対策保育士加算
- (20) 産休等代替職員費扶助
- (21) 一時預かり事業
- (22) 障害児保育事業
- ア 障害児保育加算
- イ 要支援児保育加算
- ウ 障害児保育補助職員加算
- (23) 延長保育事業
- ア 延長保育事業費
- イ 延長保育料免除加算
- ウ 延長保育料第 3 子以降免除加算
- (24) 休日保育事業
- (25) 保育記録カメラ加算

(重複の禁止)

第 5 条 前条各号の扶助費支給のため配置する職員は、設備・運営基準、公定価格及び各扶助費により必要とする職員と重複してはならない。

(算定基準)

第 6 条 第 4 条各号で定める扶助対象経費（以下「対象経費」という。）に係る扶助費算定基準(以下「算定基準」という。)は、別表 1 のとおりとする。この場合において、入所児童当たり単価による対象経費については区長が保育の利用決定をした児童を、それ以外の対象経費については区内に設置された保育所をそれぞれ扶助費算定単位とする。

2 前項前段の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めるときは委託児に係る対象経費の算定基準を当該保育所の所在する市区町村において定める要綱等に基づき定めることができる。

3 受託児の対象経費については、第 1 項の規定にかかわらず、別表 1 6 に定めるところによる。

4 副食費加算については、当該保育所の所在する市区町村において定める要綱等に副食費に係る記載がない場合、委託児に係る対象経費については別表 1 の規定に基づき扶助することができる。また、受託児に係る対象経費について、受託児が所在する市区町村から扶助される場合、対象人数から除くものとする。

5 保育所分園の扶助費算定単位は、次の各号に掲げる保育所分園の定員数に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 定員 20 名以上 中心園と分園をそれぞれ独立した扶助費算定単位とする。
- (2) 定員 19 名以下 中心園と分園の定員を合算し一つの保育所とみなし、扶助費算定単位とする。

第 3 章 扶助費の支給手続等

(認定申請)

第7条 扶助費の支給を受けようとする保育所の設置者（以下「申請者」という。）は墨田区私立保育所扶助費支給認定申請書（第1号様式）に、次の書類を添えて区長に申請するものとする。

- (1) 誓約書（第2号様式）
- (2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(扶助費支給認定)

第8条 区長は前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては墨田区私立保育所扶助費支給認定通知書（第3号様式）により、不適当であると認めるものについては墨田区私立保育所扶助費認定申請却下通知書（第4号様式）により、申請者に通知する。

(扶助費支給認定の取消し)

第9条 区長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、扶助費の支給認定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により扶助費の支給認定を受けたとき。
- (2) 扶助費を他の目的に使用したとき。
- (3) 区長の承認を得ないで保育事業を中止若しくは廃止、又は内容を変更したとき。
- (4) 扶助費の支給認定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したとき。

(扶助費の支給)

第10条 第8条の規定により扶助費の支給認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は各月の実績に基づき次に掲げる書類を区長に提出するものとする。なお、認定事業者は第8条に規定する墨田区私立保育所支給認定通知書の認定日に属する月以降の月分の扶助費を請求することとする。

- (1) 職員配置報告書
- (2) 請求書
- (3) 別表1に定める各補助対象事業に掲げる書式

2 この要綱で定める扶助費の支給は、別表1に定める単位ごとに行う。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(扶助費の請求期限)

第11条 認定事業者は、前条第1項に掲げる書類を、区長が指定する期日までに区長に提出しなければならない。

2 認定事業者の責めに帰すことができない特別の事情がある場合を除き、前項に規定する提出期限経過後の請求に対する支給を行わないこととする。

(扶助費の使用制限)

第12条 認定事業者は、この要綱で定める目的以外に扶助費を使用してはならない。

(状況報告)

第13条 区長は、扶助費を支給した申請者に対し、必要があるときは根拠資料の提出依頼、事情聴取、立ち入り検査等により、扶助費の執行状況について報告を求めることができる。

2 区長は、前項の報告を受けた場合において、必要があるときは、その処置について、適切な指示をしなければならない。

(関係書類の管理及び保存)

第14条 認定事業者は、扶助費に係る収支の事実を明らかにした帳簿を備え、当該収支に係る根拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び根拠書類を当該事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。ただし、扶助費により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、当該5年間を経過後においても、当該財産の財産処分が完了する日又は財産処分制限期間に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（扶助費の精算）

第15条 認定事業者の責めに帰すことのできない事由を除き、認定事業者が既に請求し、支給を受けた扶助費以上の金額を請求することはできない。ただし、墨田区が支給した扶助費が、本来、支給すべき扶助費の金額を超えている場合は、超えている分の金額を全額返還しなければならない。

（扶助費支給の取消し）

第16条 区長は、申請者が次の各号のいずれかに違反していることを確認した場合は、全部又は一部の扶助費の支給を取り消すことができる。

(1) 第7条第1号の誓約書の内容に違反する場合

(2) 第9条各号のいずれかに該当する場合

（扶助費の返還）

第17条 区長は、前条の規定により扶助費の支給を取り消した場合、その他必要があると認めるときは、支給した扶助費の全部又は一部を返還させることができる。

（違約加算金）

第18条 認定事業者は、前条の規定により扶助費の支給の決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る扶助費の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該扶助費の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間においては、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

（延滞金）

第19条 認定事業者は、第17条の規定により扶助費の返還を命ぜられた場合において、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

（扶助費及び他の補助金の一時停止等）

第20条 認定事業者が扶助費の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該扶助費、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、扶助費若しくは他の同種の事業について交付すべき補助金等があるときは、区長は相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該扶助費等と未納付額を相殺することができる。

（財産処分の制限）

第21条 認定事業者は、扶助費により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年7月11日厚生労働省告示第384号。以下「財産処分制限期間」という。）に定める

期間を経過するまでは、区長の承認を受けないで、扶助費の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

2 区長は、区長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を区に納付させることができる。

（消費税仕入控除税額の取扱い）

第22条 認定事業者は、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに区長に報告しなければならない。この場合において、区長は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を納付させることができる。

（財産の管理）

第23条 認定事業者は、扶助費により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

（守秘義務）

第24条 認定事業者は、本要綱の手續の過程で知り得た情報について、手續終了後も漏らしてはならない。

第4章 補則

（費用の徴収の禁止）

第25条 認定事業者は、別表1に規定する年末保育事業、一時預かり事業、延長保育事業及び休日保育を除く対象経費に関し、入所児童等の保護者から費用を徴収してはならない。

（保育所の休園）

第26条 認定事業者が入所児童を受け入れるべき時間において、区長の指示要請によらず保育所を休園した場合、又は区長に対して事前協議を行わず、了承を得ない状況において保育所を休園した場合は、休園期間に属する月について、この要綱で規定する扶助費を支給しないこととする。

（細目）

第27条 この要綱の実施に関し必要な事項は、子ども・子育て支援部長が定める。

付 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

2 別表1一般保育所対策事業費の其の規定にかかわらず、当分の間、1歳児に対する保育士の配置について入所児童6人につき保育士1人の場合であっても支給するものとする。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。

別表1

補助対象事業	対象経費	様式	単価（円）	単位	算定基準
一般保育所対策事業費	ア 東京都内で補助対象施設等を運営することを踏まえた職員の給与の引上げその他の管理運営費の物価水準等への対応のための経費 イ 施設増改築のための経費(減価償却費を含む。)、備品購入等のための経費又は施設及び設備の整備及び充実のための経費 ウ 3歳以上の入所児童に対する主食の給食の実施に要する経費 エ 1歳児に対する保育士の配置について入所児童6人につき保育士1人の配置であるのを入所児童5人につき保育士1人の配置となるように保育士を配置するための経費 オ 入所児童用の備品の整備及び充実を図るための経費 カ 入所児童の事故等に備えるために賠償保険等に参加するための経費 キ 嘱託医及び嘱託歯科医の手当の充実に必要な経費 ク 職員の健康管理の充実に必要な経費 ケ 非常勤職員の雇用に必要な経費 コ 職員の労務災害に対する補償の上乗せを目的とした保険に参加するために必要な経費 サ 温度及び湿度の調整並びに換気の充実に必要な経費	-	別表2、3	月	「単価×入所児童数」
施設振興費加算	保育施設の増改築、備品の購入及び施設の設備充実に要する経費	-	1,105	月	「単価×在籍児童数」
嘱託医手当加算	嘱託医手当の充実に要する経費	第5号様式	12,420	月	嘱託医を配置している施設に対し支給する。
嘱託歯科医手当加算	嘱託歯科医手当の充実に要する経費	第5号様式	12,000	月	嘱託歯科医を配置している施設に対し支給する。
保育材料費加算	児童の保育の実施に必要な保育材料費（行事費、寝具購入費、生牛乳購入費、卒園祝品等）の購入に要する経費	-	1,710	月	「単価×在籍児童数」
遊具購入費加算	児童の保育の実施に必要な遊具購入に要する経費	第5号様式	4,920	月	単価分
廃棄物処理加算	事業系廃棄物の処理に必要な経費	第5号様式	別表4	年	年額
副食費加算	副食費の充実に要する経費	-	4,900	月	「単価×対象児童数（公定価格による副食費徴収免除加算の対象児童は除く）」
研修費加算	職員の研修に係る経費	-	別表5	年	「単価×別表6に定める値」
保育士等手当加算	保育士等の処遇改善に必要な経費	第5号様式	4,490	月	「単価×単価分以上の賃金改善（これに伴い増加する法定福利費等の事業主負担分を含む。）が図られている職員数」 ただし、他の同趣旨の加算等によらず、独自に改善が図られていること。
国外保育充実費加算	国外保育の充実のため必要な人件費、施設利用料及び交通費	-	別表9	年	別表9により算出した金額と対象経費（実績額）を比較して金額の少ない方を支給する。
夏期保育充実費加算	処遇改善等加算算定対象職員の夏季休暇等の取得促進に必要な経費 プール活動・水遊びの充実に必要な経費	-	4,870	年	「単価×処遇改善等加算算定対象職員数」
分園対策調理員加算	保育所の分園に調理室を設置し、調理員を1名増配置したときの当該調理員の雇用に係る経費	-	別表10	月	月額
保健師等加算	保健師等を1名増配置したときの当該保健師等の雇用に係る経費	第5号様式	別表10	月	月額
職員増配置加算	保育の充実を図るため、職員の増配置に必要な経費	第5号様式	104,460	月	単価×以下の方法により算出した保育業務に従事する職員の配置人数(当該職員の資格の有無、勤務形態は問わない)。ただし、職員の配置人数は、各職員の当該月における勤務時間実績を合算した合計勤務時間数を、1人あたり100時間/月で除した人数（端数切り上げ）とする。 対象となる職員数の上限人数は、別表11に掲げる算定基礎児童数に応じる。加算上限人数を算出するための算定基礎児童数については、零歳児の認可定員数に3乗じて得た数及び1・2歳児の認可定員数に1.5を乗じて得た数の合計に3歳以上児の認可定員数を加えた数とする（小数点以下の値が生じた場合は小数点第1位を四捨五入）。 ただし、公定価格の配置基準にスポットワークにより採用された保育士を含んでいる場合は支給しない。

別表1

補助対象事業	要件				
年末保育事業	次に掲げる年末保育実施要件を全て満たした場合に、扶助費を支給する。 年末保育実施要件 (1) 12月29日から31日までのいずれかの日(保育所における規則等により通常保育と定められている日を除く。)に11時間開所していること。 (2) 対象児童は保育所の入所児童で、対象日当日において保育を必要とするものであること。				
扶助費	対象経費	様式	単価（円）	単位	算定基準
年末保育充実費加算	年末保育を実施した場合における保育士の人件費及び賠償に要する経費並びに調理員及び保健師等の人件費に要する経費	-	別表12	日	「単価×対象児童数」
年末保育対策費加算		-	別表13	日	年額

補助対象事業	要件				
保育所地域活動事業	次に定める地域活動事業を実施した場合に、扶助費を支給する。ただし、各事業、年3回以上事業を実施することを要する。 (1) 世代間交流等事業 老人福祉施設・介護保険施設等への訪問、又は、これら施設若しくは地域のお年寄りを招待し、劇、季節的行事、手作り玩具製作、伝承遊び等を通じて世代間のふれあい活動を行う。 (2) 異年齢交流等事業 保育所を退所した児童又は地域の児童とともに地域的行事、ハイキング等の共同活動を通じて、児童の社会性を養う。ただし、小中高生の職場体験及び育児体験並びにボランティアは対象外とする。 (3) 地域の特性に応じた保育需要への対応 地域の保育需要に対応するため、地域の実情に応じた活動をしている保育所について区長が特に必要と認めたもの。				
扶助費	対象経費	様式	単価（円）	単位	算定基準
保育所地域活動事業費	別表15に掲げる事業に要する経費	-	別表15	年	年額

補助対象事業	要件				
零歳児保育扶助	次に掲げる基本要件を毎月初日時点で全て満たし、かつ、各加算に定める要件を毎月初日時点で全て満たす場合に、扶助費を支給する。 (1) 基本要件 ア 零歳児定員が1施設当たり9人以上（区長が特に必要と認めた場合は6人以上）であること。 イ 零歳児1人につき、乳児室及びほふく室を通じて、有効面積がおおむね5平方メートル以上とすること。 ウ 保健室（設備・運営基準に定める医務室が零歳児の静養室の機能を有する場合はこの限りでない。）、調乳室（専用の調乳室が設けられない場合は調理室の一部を調乳場所として区画することをもって足りる。）、沐浴室（沐浴室に代わる沐浴設備を置く場合はこの限りでない。）及び便所を設けること。 エ 零歳児が専用に使用できる屋外遊戯場（歩行運動及び外気浴等を行う場所）を設けるよう努めること。 オ 零歳児の心身発達に即応した遊具その他乳児用備品を整備すること。 カ 危険防止及び非常災害時における緊急避難につき万全の対策を講ずるとともに、不測の事態に対処するための責任態勢を確立すること。 (2) 零歳児嘱託医手当加算 健康管理の徹底を図るため、嘱託医（一般児童の嘱託医と兼務）の積極的な協力を求め、業務内容の充実を図ること。 (3) 零歳児調理員加算 公定価格の配置基準を超えて調理員を1名増配置し（ただし、「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日付け児発第86号）に基づき、全ての調理業務を委託する場合には、調理員を置かないことができる。）、給食については、衛生的取扱いについて細心の注意をするとともに、乳児の発育及び健康状態、家族の食生活等を充分理解し、個人差に応じた給食を実施するよう努めること。 (4) 零歳児保育推進加算対象保育所指定要件 ア からウまでに掲げる要件を満たすものとする。 ア 年度当初の零歳入所児数が、前年度3月1日の零歳入所児数(管外受託児を含む。以下同じ。)を充足せず、かつ、保育士定数に見合う現員を配置していること。 イ 特に、地域の保育需要に積極的に応えていること。 ウ その他適正な運営を実施していること。				
扶助費	対象経費	様式	単価（円）	単位	算定基準
零歳児嘱託医手当加算	嘱託医手当の充実に要する経費	第5号様式	12,320	月	零歳児の定員が6人以上かつ嘱託医と契約している場合に支給する。
零歳児調理員加算	零歳児の給食の充実を図るため調理員を増配置したときの当該調理員の雇用に係る経費	第5号様式	別表10	月	零歳児の定員が6人以上の施設に各保育所の就業規則で定めた、常勤職員の1か月の勤務時間数を超えている調理員または栄養士を配置した場合は常勤1名分、超えていない場合は非常勤1名分を支給する。 なお、各保育所の就業規則で定めた、常勤職員の1か月の勤務時間数を超えていない複数名の調理員又は栄養士の勤務時間を合計することによる常勤換算は適用しない。
零歳児保育推進加算	零歳児定員が未充足となった月に係る人件費及び管理に要する経費	第5号様式	140,140	月	「単価×零歳児未充足児童数」 4月から9月までの期間のうち、零歳児定員が未充足となる月において、零歳児児童については、前年度3月1日の零歳入所児数により算出した都基準保育士数（平成24年3月30日規則第47号東京都児童福祉施設設備及び運営の基準に関する条例施行規則第16条（a））と各々の月の現員保育士数（b）とを比較して、（b）が（a）以上の場合に、前年度末と当該月の零歳入所児数の差（零歳児未充足児童数）が加算対象児童数

別表1

補助対象事業		要件				
11時間開所保育扶助	次に掲げる基本要件を満たし、かつ、各加算に定める要件を全て満たす場合に、扶助費を支給する。なお、対象経費については、区内の保育所の入所児童に適用する。 (1) 基本要件 11時間の開所時間の保育を行っていること。 (2) 11時間開所保育対策保育士加算要件 11時間開所保育のため、定員60人以下の施設については1人、61人以上の施設については1人以上の常勤保育士の増配置を行い、開所時間内における入所児童の安全の確保及び保育内容の向上に努めること。					
扶助費	対象経費	様式	単価（円）	単位	算定基準	
11時間開所保育対策保育士加算	11時間開所保育の充実を図るため、保育士の増配置に要する経費	第5号様式	別表10	月	保育士を増配置している保育所に常勤保育士1名分支給する。定員が61人以上かつ保育士を2名増配置している場合は、常勤保育士2名分まで支給する。なお、複数名の非常勤保育士の勤務時間を合計することによる常勤換算は適用しない。	

補助対象事業		要件				
産休等代替職員費扶助	保育所に勤務する保育士、保育教諭、看護師、保健師、栄養士、調理員の常勤職員が出産のため長期間休暇を取得する場合（以下「産休」という。）又は傷病のため長期間休業する場合（以下「病休」という。）において、その代替職員を保育所の設置者が産休等代替職員費扶助基準により採用した場合に扶助費を支給する。					
	産休等代替職員費扶助基準 (1) 産休・病休職員とは休業期間中、就業規則又は労働契約の定めるところにより労働基準法第11条に規定する賃金の全額を受ける者をいう。 (2) 産休職員に係る代替職員の採用期間は、産休職員が産前の休暇を始める日から、これを起算日として、16週間（多胎妊娠の場合は24週間）以内とする。ただし、産前産後の期間については産前8週間（多胎妊娠の場合は16週間）、産後10週間を超えないものとする。 (3) 病休職員に係る代替職員の採用は、病休職員が療養のために31日以上（休日等を含む。）休業する場合とし、その期間は、病休職員が休業を始めて30日（休日等を含む。）を経過した日から、これを起算日として、60日（休日等を含む。）を経過する日までの期間とする。 (4) 代替職員は健康状態に異常が認められず、かつ、資格の定めがある場合は、所定の資格を有するものでなければならない。ただし、特別の事情があるときは、児童福祉施設において児童の保護に直接従事した経験のある者、又は保育士試験の一部に合格した者を採用することができる。 (5) 代替職員を採用しようとする保育所の設置者は、産休等代替職員採用承認申請書に次に掲げる書類を添えて 区長に申請しなければならない。 ア 産休の場合 産休職員についての医師又は助産師が発行する出産予定日の記載のある妊娠証明書又は母子健康手帳等の写し、代替職員についての資格証明書の写し及び本人の履歴書 イ 病休の場合 病休職員についての医師の発行する証明書、代替職員についての資格証明書の写し及び本人の履歴書					
扶助費	対象経費	様式	単価（円）		算定基準	
産休等代替職員費	産休又は病休の職員がいる場合において、入所児童の処遇の正常な実施を確保するため、代替職員を採用したときの経費	-	全日9,810 半日4,910		（全日 6時間以上） 単価×代替職員数×代替職員の出勤日数 （半日 3時間以上6時間未満） 単価×代替職員数×代替職員の出勤日数	

補助対象事業		要件				
一時預かり事業	法第34条の12第1項の規定に基づき、東京都知事に届出をした保育所で、次に掲げる全ての要件を満たした場合に、扶助費を支給する。 (1) 対象児童は墨田区内に在住する就学前までの集団保育が可能な乳児又は幼児で、家庭において一時的に保育を受けることが困難であると保育所長が認めたものとする。こと。 (2) 児童福祉法施行規則第36条の35各号に定める設備及び人員に関する基準を遵守すること。 (3) 地域における保育需要の把握に努め、本事業対象児童の動向を十分に踏まえて実施すること。 (4) 児童の健康状態の把握に努めること。 (5) 次の書類を備えておくこと。 ア 一時預かり事業の申込みに関する書類 イ 一時預かり事業児童名簿 ウ 一時預かり事業利用料の徴収に関する書類 エ 対象児童の一時預かり事業利用状況に関する書類					
扶助費	対象経費	様式	単価（円）	単位	算定基準	
一時預かり事業費（基本分）	東京都一時預かり事業実施要綱（平成27年7月27日付け27福保子保第507号）第4(1)に規定する一般型を実施するために要する経費。ただし、墨田区民間保育所等一時預かり事業・定期利用保育事業費補助金交付要綱（平成25年9月3日付け25墨福子子第912号）の補助対象経費を除く。	第5号様式	50,000	月	受入実績が1名以上の場合に支給する。受入実績がない場合は支給しない。	
一時預かり事業費（加算分）		第5号様式	別表14-1	日	受入実績が1名以上の場合に当該保育所が受入れた児童の利用日数分の金額を支給する。受入実績がない場合は支給しない。	
一時預かり事業費（減免分）		-	別表14-2	日	受入実績が1名以上かつ利用者の階層に応じて利用料を減免した場合に当該保育所が受入れた児童の利用日数分の金額を支給する。受入実績がない場合は支給しない。	

別表1

補助対象事業		要件			
障害児保育事業	次に掲げる障害児保育加算要件又は要支援児保育加算要件を満たした児童が入所している保育所に対し、扶助費を支給する。 障害児保育加算要件 扶助対象となる障害児は次の各号のいずれかに該当する入所児童とする。ただし、日常の保育において健康児と同一の保育が可能な児童は除く。 (1) 身体障害については、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により、身体障害者手帳が交付されている児童 (2) 知能、社会性及び運動機能発達の遅れについては、東京都愛の手帳交付要綱(昭和42年民児精発第58号)の規定により愛の手帳（東京都外の施設において、療育手帳）が交付されている児童 (3) (1)、(2)以外で区長が適当であると認める児童 要支援児保育加算要件 障害児保育加算要件のほか、区長が支援が必要であると認める児童				
扶助費	対象経費	様式	単価（円）	単位	算定基準
障害児保育加算	障害を有する児童の保育の充実に要する経費	第5号様式	都 104,420 区 40,910	月	単価×対象児童数 ただし、身体障害者手帳1級又は2級若しくは愛の手帳1級又は2級が交付されている場合は、単価の2倍の範囲内で特別基準を設定することができる。
要支援児保育加算	支援を必要とする児童の保育の充実に要する経費	-	都 104,420 区 40,910	月	単価×対象児童数
障害児保育補助職員加算	障害児保育の充実を図るため、職員の増配置に要する経費	第5号様式	108,500	月	単価×以下の方法より算出した障害児保育に従事する職員の配置人数(当該職員の資格の有無、勤務形態は問わない)。ただし、職員の配置人数は、各職員の当該月における勤務時間実績を合算した合計勤務時間数を、1人当たり80時間／月で除した人数（端数切り捨て）とする。 対象となる職員の上限人数は、障害児保育加算の対象児童数とする。

補助対象事業		要件			
延長保育事業	次に掲げる全ての要件を満たした場合に扶助費を支給する。 (1) 開所時間が、1日につき、11時間以上であること。 (2) 開所時間の前後の時間において、おおむね30分以上の延長保育を行うこと。 (3) 延長保育の対象児童に応じた数の保育士等の職員を適切に配置していること。 (4) 延長保育の対象児童に対し、間食、給食等を提供するものであること。 (5) その他墨田区保育所が行う延長保育事業に準じるものであること。				
扶助費	対象経費	様式	単価（円）	単位	算定基準
延長保育事業費（基本分）	延長保育実施のための固定的な人件費 延長保育対象児童25人当たりに対する人件費 延長保育時間帯の児童の間食費 11月から3月までの期間における延長保育時間帯の暖房費	第5号様式	別表17	月	「単価分」 時間数は当月に最も延長時間の長い利用実績を基準とする。 対象児童数は標準時間保育認定児童のみを対象とする。
延長保育事業費（加算分）		第5号様式	別表18	月	「単価×対象児童数」 対象児童数は月極延長保育対象児童（標準時間保育）のみを対象とする。
延長保育料免除加算	負担額を定める条例、別表A階層及びB階層に該当する世帯の児童を受入、延長保育料を免除している場合の免除分に相当する経費	第5号様式	別表19	月	単価×対象児童数 対象児童数は月極延長保育対象児童のみを対象とする。
延長保育料第3子以降免除加算	第3子以降の延長保育料を免除している場合の免除相当経費	-	別表20、21	月	単価×対象児童数 対象児童数は月極延長保育対象児童のみを対象とする。

補助対象事業		要件				
休日保育事業	法第34条の12第1項の規定に基づき、東京都知事に届出をした保育所で、次に掲げる全ての要件を満たした場合に、扶助費を支給する。 (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までを除く）を含め年間を通じて開所する保育所であること。 (2) 対象児童は墨田区内に在住し、又は区内の保育所に在園する生後6か月から就学前までの集団保育が可能な児童で、保護者が次のいずれかに該当する場合で、保育所長が休日等に当該児童を保育する必要があると認めたもの。 ア 居宅外において労働しているとき。 イ 居宅内における日常の家事以外の労働により、当該児童を保育することができないとき。 ウ その他保育所長が特に認める状態にあるとき。 (3) 事業を担当する保育士として2人以上配置するとともに、対象児童数に応じて事業を実施するために必要となる職員を配置すること。 (4) 対象児童に対して、適宜、間食、給食等を提供すること。 (5) 次の書類を備えておくこと。 ア 休日保育の申込みに関する書類 イ 休日保育児童名簿 ウ 休日保育料の徴収に関する書類 エ 対象児童の休日保育利用状況に関する書類					
扶助費	対象経費	様式	単価（円）	単位	算定基準	
休日保育事業（基本分）	休日保育事業に必要な経費	-	別表22	月	受入実績が1名以上の場合に、基本分の月額単価から、公定価格の休日保育加算による補助額を控除した金額を支給する。受入実績がない場合は支給しない。	
休日保育事業（加算分）		-	別表23	日	受入実績が1名以上の場合に、当該保育所が受入れた児童の利用日数分の金額を支給する。受入実績がない場合は支給しない。	

扶助費	対象経費	様式	単価（円）	単位	算定基準
保育記録カメラ加算	保育記録カメラの導入及び維持に要する経費	-	20,000	年	「単価×3月初日時点の各保育所敷地内の保育記録カメラ設置台数」 ただし、1保育所当たり、500,000円を限度とする。

別表2 該当施設: 公定価格上の主任保育士専任加算適用施設

児童一人あたりの 月額単価(円)		定員	20人	21人 ～30人	31人 ～40人	41人 ～45人	46人 ～50人	51人 ～59人	60人	61人 ～70人	71人 ～80人	81人 ～90人	91人 ～100人	101人 ～110人	111人 ～120人	121人 ～130人	131人 ～140人	141人 ～149人	150人	151人 ～160人	161人 ～170人	171人 ～190人	191人 ～210人	211人 ～230人	231人 以上
基礎分加算 率	施設長配置 クラス年齢																								
12%	配置	0 歳 児	46,150	31,760	31,280	21,610	21,760	10,150	16,580	19,830	12,840	7,320	15,500	11,550	8,260	11,900	9,270	7,010	9,630	12,740	10,530	8,220	7,640	7,170	6,770
		1 歳 児	61,260	46,870	46,390	36,720	36,870	25,260	31,690	34,940	27,950	22,430	30,600	26,660	23,370	27,010	24,380	22,120	24,740	27,850	25,640	23,320	22,750	22,280	21,880
		2 歳 児	45,800	31,410	30,930	21,260	21,410	9,810	16,240	19,480	12,490	6,970	15,150	11,210	7,910	11,550	8,920	6,660	9,280	12,390	10,190	7,870	7,300	6,830	6,420
		3 歳 児	47,140	32,740	32,260	22,600	22,740	11,140	17,570	20,820	13,830	8,310	16,480	12,540	9,250	12,890	10,250	7,990	10,610	13,730	11,520	9,200	8,630	8,160	7,760
		4 歳以上 児	47,140	32,740	32,260	22,600	22,740	11,140	17,570	20,820	13,830	8,310	16,480	12,540	9,250	12,890	10,250	7,990	10,610	13,730	11,520	9,200	8,630	8,160	7,760
	未配置	0 歳 児	46,150	31,760	29,630	21,620	19,770	10,150	16,580	17,950	12,010	7,320	14,510	11,090	8,260	11,280	8,990	7,010	9,630	12,330	10,330	8,220	7,640	7,170	6,770
		1 歳 児	61,260	46,870	44,740	36,730	34,880	25,260	31,690	33,060	27,120	22,430	29,620	26,200	23,370	26,390	24,100	22,120	24,740	27,440	25,440	23,320	22,750	22,280	21,880
		2 歳 児	45,800	31,410	29,280	21,280	19,430	9,810	16,240	17,600	11,670	6,970	14,160	10,750	7,910	10,940	8,640	6,660	9,280	11,980	9,990	7,870	7,300	6,830	6,420
		3 歳 児	47,140	32,740	30,620	22,610	20,760	11,140	17,570	18,930	13,000	8,310	15,500	12,080	9,250	12,270	9,970	7,990	10,610	13,310	11,320	9,200	8,630	8,160	7,760
		4 歳以上 児	47,140	32,740	30,620	22,610	20,760	11,140	17,570	18,930	13,000	8,310	15,500	12,080	9,250	12,270	9,970	7,990	10,610	13,310	11,320	9,200	8,630	8,160	7,760
11%	配置	0 歳 児	45,740	31,470	31,000	21,420	21,560	10,060	16,430	19,650	12,730	7,250	15,360	11,450	8,190	11,790	9,190	6,940	9,540	12,630	10,440	8,140	7,580	7,110	6,710
		1 歳 児	60,710	46,450	45,970	36,390	36,540	25,040	31,410	34,630	27,700	22,230	30,330	26,420	23,160	26,770	24,160	21,920	24,510	27,600	25,410	23,120	22,550	22,080	21,680
		2 歳 児	45,390	31,130	30,650	21,070	21,220	9,720	16,090	19,310	12,380	6,910	15,010	11,110	7,840	11,450	8,840	6,600	9,200	12,280	10,100	7,800	7,230	6,770	6,370
		3 歳 児	46,710	32,450	31,970	22,390	22,540	11,040	17,410	20,630	13,700	8,230	16,330	12,430	9,160	12,770	10,160	7,920	10,520	13,600	11,420	9,120	8,550	8,090	7,690
		4 歳以上 児	46,710	32,450	31,970	22,390	22,540	11,040	17,410	20,630	13,700	8,230	16,330	12,430	9,160	12,770	10,160	7,920	10,520	13,600	11,420	9,120	8,550	8,090	7,690
	未配置	0 歳 児	45,740	31,470	29,370	21,430	19,600	10,060	16,430	17,790	11,910	7,250	14,380	11,000	8,190	11,180	8,910	6,940	9,540	12,220	10,240	8,140	7,580	7,110	6,710
		1 歳 児	60,710	46,450	44,340	36,400	34,570	25,040	31,410	32,760	26,880	22,230	29,350	25,970	23,160	26,160	23,880	21,920	24,510	27,190	25,210	23,120	22,550	22,080	21,680
		2 歳 児	45,390	31,130	29,020	21,090	19,250	9,720	16,090	17,440	11,560	6,910	14,040	10,650	7,840	10,840	8,560	6,600	9,200	11,870	9,900	7,800	7,230	6,770	6,370
		3 歳 児	46,710	32,450	30,340	22,410	20,570	11,040	17,410	18,770	12,880	8,230	15,360	11,970	9,160	12,160	9,890	7,920	10,520	13,190	11,220	9,120	8,550	8,090	7,690
		4 歳以上 児	46,710	32,450	30,340	22,410	20,570	11,040	17,410	18,770	12,880	8,230	15,360	11,970	9,160	12,160	9,890	7,920	10,520	13,190	11,220	9,120	8,550	8,090	7,690
10%	配置	0 歳 児	45,330	31,190	30,720	21,230	21,370	9,970	16,290	19,480	12,610	7,190	15,220	11,350	8,110	11,690	9,100	6,880	9,460	12,510	10,350	8,070	7,510	7,050	6,650
		1 歳 児	60,170	46,030	45,560	36,060	36,210	24,810	31,130	34,320	27,450	22,030	30,060	26,190	22,950	26,530	23,940	21,720	24,290	27,350	25,190	22,910	22,350	21,890	21,490
		2 歳 児	44,990	30,850	30,380	20,880	21,030	9,630	15,950	19,140	12,270	6,850	14,880	11,010	7,770	11,350	8,760	6,540	9,110	12,170	10,010	7,730	7,170	6,710	6,310
		3 歳 児	46,290	32,160	31,690	22,190	22,340	10,940	17,250	20,440	13,580	8,160	16,190	12,320	9,080	12,660	10,070	7,850	10,420	13,480	11,310	9,040	8,480	8,010	7,620
		4 歳以上 児	46,290	32,160	31,690	22,190	22,340	10,940	17,250	20,440	13,580	8,160	16,190	12,320	9,080	12,660	10,070	7,850	10,420	13,480	11,310	9,040	8,480	8,010	7,620
	未配置	0 歳 児	45,330	31,190	29,100	21,240	19,420	9,970	16,290	17,630	11,800	7,190	14,250	10,900	8,110	11,080	8,830	6,880	9,460	12,110	10,150	8,070	7,510	7,050	6,650
		1 歳 児	60,170	46,030	43,940	36,080	34,260	24,810	31,130	32,470	26,640	22,030	29,090	25,740	22,950	25,920	23,670	21,720	24,290	26,950	24,990	22,910	22,350	21,890	21,490
		2 歳 児	44,990	30,850	28,760	20,900	19,080	9,630	15,950	17,290	11,460	6,850	13,910	10,560	7,770	10,740	8,490	6,540	9,110	11,770	9,810	7,730	7,170	6,710	6,310
		3 歳 児	46,290	32,160	30,070	22,200	20,390	10,940	17,250	18,600	12,770	8,160	15,220	11,860	9,080	12,050	9,800	7,850	10,420	13,070	11,120	9,040	8,480	8,010	7,620
		4 歳以上 児	46,290	32,160	30,070	22,200	20,390	10,940	17,250	18,600	12,770	8,160	15,220	11,860	9,080	12,050	9,800	7,850	10,420	13,070	11,120	9,040	8,480	8,010	7,620
9%	配置	0 歳 児	44,910	30,910	30,440	21,030	21,170	9,880	16,140	19,300	12,500	7,120	15,080	11,240	8,040	11,580	9,020	6,820	9,370	12,400	10,250	8,000	7,440	6,980	6,590
		1 歳 児	59,620	45,610	45,140	35,740	35,880	24,590	30,840	34,000	27,200	21,830	29,780	25,950	22,740	26,290	23,720	21,520	24,070	27,100	24,960	22,700	22,140	21,690	21,290
		2 歳 児	44,580	30,570	30,100	20,690	20,840	9,540	15,800	18,960	12,160	6,790	14,740	10,910	7,700	11,240	8,680	6,480	9,030	12,060	9,910	7,660	7,100	6,640	6,250
		3 歳 児	45,870	31,870	31,400	21,990	22,130	10,840	17,100	20,260	13,460	8,080	16,040	12,200	9,000	12,540	9,980	7,780	10,330	13,360	11,210	8,950	8,400	7,940	7,550
		4 歳以上 児	45,870	31,870	31,400	21,990	22,130	10,840	17,100	20,260	13,460	8,080	16,040	12,200	9,000	12,540	9,980	7,780	10,330	13,360	11,210	8,950	8,400	7,940	7,550
	未配置	0 歳 児	44,910	30,910	28,840	21,040	19,240	9,880	16,140	17,470	11,690	7,120	14,120	10,800	8,040	10,980	8,750	6,820	9,370	12,000	10,060	8,000	7,440	6,980	6,590
		1 歳 児	59,620	45,610	43,540	35,750	33,950	24,590	30,840	32,170	26,390	21,830	28,830	25,500	22,740	25,690	23,450	21,520	24,070	26,700	24,760	22,700	22,140	21,69	

6%	配置	0 歲 兒	43,680	30,060	29,600	20,450	20,590	9,610	15,690	18,770	12,150	6,930	14,670	10,930	7,820	11,260	8,770	6,630	9,110	12,060	9,970	7,780	7,230	6,790	6,410
		1 歲 兒	57,980	44,360	43,900	34,750	34,890	23,910	29,990	33,070	26,450	21,230	28,960	25,230	22,120	25,560	23,070	20,930	23,410	26,360	24,270	22,070	21,530	21,090	20,710
		2 歲 兒	43,350	29,730	29,270	20,120	20,260	9,280	15,370	18,440	11,820	6,600	14,340	10,610	7,490	10,930	8,440	6,300	8,780	11,730	9,640	7,450	6,910	6,460	6,080
		3 歲 兒	44,610	30,990	30,530	21,390	21,520	10,540	16,630	19,700	13,090	7,860	15,600	11,870	8,750	12,200	9,700	7,560	10,040	12,990	10,900	8,710	8,170	7,720	7,340
		4 歲以上 兒	44,610	30,990	30,530	21,390	21,520	10,540	16,630	19,700	13,090	7,860	15,600	11,870	8,750	12,200	9,700	7,560	10,040	12,990	10,900	8,710	8,170	7,720	7,340
	未配置	0 歲 兒	43,680	30,060	28,040	20,460	18,710	9,610	15,690	16,990	11,370	6,930	13,730	10,500	7,820	10,680	8,510	6,630	9,110	11,670	9,780	7,780	7,230	6,790	6,410
		1 歲 兒	57,980	44,360	42,340	34,760	33,010	23,910	29,990	31,290	25,670	21,230	28,030	24,800	22,120	24,980	22,810	20,930	23,410	25,970	24,080	22,070	21,530	21,090	20,710
		2 歲 兒	43,350	29,730	27,710	20,140	18,390	9,280	15,370	16,660	11,040	6,600	13,400	10,170	7,490	10,350	8,180	6,300	8,780	11,340	9,450	7,450	6,910	6,460	6,080
		3 歲 兒	44,610	30,990	28,980	21,400	19,650	10,540	16,630	17,920	12,300	7,860	14,670	11,430	8,750	11,610	9,440	7,560	10,040	12,600	10,710	8,710	8,170	7,720	7,340
		4 歲以上 兒	44,610	30,990	28,980	21,400	19,650	10,540	16,630	17,920	12,300	7,860	14,670	11,430	8,750	11,610	9,440	7,560	10,040	12,600	10,710	8,710	8,170	7,720	7,340
5%	配置	0 歲 兒	43,270	29,770	29,320	20,260	20,400	9,520	15,550	18,590	12,040	6,860	14,530	10,830	7,740	11,160	8,690	6,570	9,030	11,940	9,880	7,700	7,170	6,730	6,350
		1 歲 兒	57,430	43,940	43,490	34,420	34,560	23,680	29,710	32,760	26,200	21,030	28,690	25,000	21,910	25,320	22,850	20,730	23,190	26,110	24,040	21,870	21,330	20,890	20,510
		2 歲 兒	42,940	29,450	29,000	19,930	20,070	9,190	15,220	18,270	11,710	6,540	14,200	10,510	7,420	10,830	8,360	6,240	8,700	11,620	9,550	7,380	6,840	6,400	6,020
		3 歲 兒	44,190	30,700	30,250	21,180	21,320	10,440	16,470	19,510	12,960	7,790	15,450	11,760	8,670	12,080	9,610	7,490	9,950	12,870	10,800	8,630	8,090	7,650	7,270
		4 歲以上 兒	44,190	30,700	30,250	21,180	21,320	10,440	16,470	19,510	12,960	7,790	15,450	11,760	8,670	12,080	9,610	7,490	9,950	12,870	10,800	8,630	8,090	7,650	7,270
	未配置	0 歲 兒	43,270	29,770	27,780	20,270	18,540	9,520	15,550	16,830	11,260	6,860	13,600	10,400	7,740	10,580	8,430	6,570	9,030	11,560	9,690	7,700	7,170	6,730	6,350
		1 歲 兒	57,430	43,940	41,940	34,440	32,700	23,680	29,710	30,990	25,430	21,030	27,770	24,570	21,910	24,740	22,590	20,730	23,190	25,720	23,850	21,870	21,330	20,890	20,510
		2 歲 兒	42,940	29,450	27,450	19,950	18,210	9,190	15,220	16,500	10,940	6,540	13,280	10,080	7,420	10,250	8,100	6,240	8,700	11,230	9,360	7,380	6,840	6,400	6,020
		3 歲 兒	44,190	30,700	28,700	21,190	19,460	10,440	16,470	17,750	12,190	7,790	14,530	11,320	8,670	11,500	9,350	7,490	9,950	12,480	10,610	8,630	8,090	7,650	7,270
		4 歲以上 兒	44,190	30,700	28,700	21,190	19,460	10,440	16,470	17,750	12,190	7,790	14,530	11,320	8,670	11,500	9,350	7,490	9,950	12,480	10,610	8,630	8,090	7,650	7,270
4%	配置	0 歲 兒	42,850	29,490	29,040	20,070	20,200	9,430	15,400	18,410	11,920	6,800	14,390	10,730	7,670	11,050	8,610	6,510	8,940	11,830	9,780	7,630	7,100	6,660	6,290
		1 歲 兒	56,880	43,520	43,070	34,100	34,230	23,460	29,430	32,440	25,950	20,830	28,420	24,760	21,700	25,080	22,640	20,540	22,970	25,860	23,810	21,660	21,130	20,690	20,320
		2 歲 兒	42,530	29,170	28,720	19,740	19,880	9,110	15,080	18,090	11,600	6,470	14,070	10,410	7,350	10,730	8,280	6,180	8,620	11,510	9,460	7,310	6,780	6,340	5,960
		3 歲 兒	43,770	30,400	29,960	20,980	21,120	10,340	16,310	19,330	12,840	7,710	15,300	11,640	8,590	11,970	9,520	7,420	9,850	12,750	10,700	8,540	8,010	7,580	7,200
		4 歲以上 兒	43,770	30,400	29,960	20,980	21,120	10,340	16,310	19,330	12,840	7,710	15,300	11,640	8,590	11,970	9,520	7,420	9,850	12,750	10,700	8,540	8,010	7,580	7,200
	未配置	0 歲 兒	42,850	29,490	27,510	20,080	18,360	9,430	15,400	16,670	11,150	6,800	13,470	10,300	7,670	10,480	8,350	6,510	8,940	11,450	9,590	7,630	7,100	6,660	6,290
		1 歲 兒	56,880	43,520	41,540	34,110	32,390	23,460	29,430	30,700	25,180	20,830	27,500	24,330	21,700	24,510	22,380	20,540	22,970	25,480	23,620	21,660	21,130	20,690	20,320
		2 歲 兒	42,530	29,170	27,190	19,760	18,040	9,110	15,080	16,340	10,830	6,470	13,150	9,980	7,350	10,160	8,020	6,180	8,620	11,120	9,270	7,310	6,780	6,340	5,960
		3 歲 兒	43,770	30,400	28,430	20,990	19,280	10,340	16,310	17,580	12,070	7,710	14,390	11,220	8,590	11,390	9,260	7,420	9,850	12,360	10,510	8,540	8,010	7,580	7,200
		4 歲以上 兒	43,770	30,400	28,430	20,990	19,280	10,340	16,310	17,580	12,070	7,710	14,390	11,220	8,590	11,390	9,260	7,420	9,850	12,360	10,510	8,540	8,010	7,580	7,200
3%	配置	0 歲 兒	42,440	29,210	28,760	19,870	20,010	9,340	15,250	18,240	11,810	6,730	14,250	10,620	7,600	10,940	8,520	6,440	8,850	11,720	9,690	7,560	7,030	6,600	6,230
		1 歲 兒	56,340	43,100	42,660	33,770	33,900	23,230	29,140	32,130	25,700	20,630	28,140	24,520	21,490	24,840	22,420	20,340	22,750	25,610	23,580	21,450	20,920	20,490	20,120
		2 歲 兒	42,120	28,890	28,440	19,550	19,690	9,020	14,930	17,920	11,490	6,410	13,930	10,310	7,280	10,620	8,200	6,120	8,530	11,400	9,370	7,240	6,710	6,280	5,910
		3 歲 兒	43,350	30,110	29,670	20,780	20,910	10,240	16,160	19,140	12,720	7,640	15,160	11,530	8,500	11,850	9,430	7,350	9,760	12,620	10,590	8,460	7,940	7,500	7,130
		4 歲以上 兒	43,350	30,110	29,670	20,780	20,910	10,240	16,160	19,140	12,720	7,640	15,160	11,530	8,500	11,850	9,430	7,350	9,760	12,620	10,590	8,460	7,940	7,500	7,130
	未配置	0 歲 兒	42,440	29,210	27,250	19,880	18,180	9,340	15,250	16,510	11,050	6,730	13,340	10,200	7,600	10,380	8,270	6,440	8,850	11,340	9,500	7,560	7,030	6,600	6,230
		1 歲 兒	56,340	43,100	41,140	33,780	32,080	23,230	29,140	30,400	24,940	20,630	27,240	24,100	21,490	24,270	22,160	20,340	22,750	25,230	23,400	21,450	20,920	20,490	20,120
		2 歲 兒	42,120	28,890	26,930	19,570	17,870	9,020	14,930	16,190	10,730	6,410	13,020	9,880	7,280	10,060	7,950	6,120	8,530	11,020	9,180	7,240	6,710	6,280	5

別表3 該当施設:公定価格上の主任保育士専任加算適用外施設

児童一人あたりの 月額単価(円)		定員	20人	21人 ～30人	31人 ～40人	41人 ～45人	46人 ～50人	51人 ～59人	60人	61人 ～70人	71人 ～80人	81人 ～90人	91人 ～100人	101人 ～110人	111人 ～120人	121人 ～130人	131人 ～140人	141人 ～149人	150人	151人 ～160人	161人 ～170人	171人 ～190人	191人 ～210人	211人 ～230人	231人 以上
基礎分加算 率	施設長配置 クラス年齢																								
12%	配置	0 歳 児	46,150	31,760	31,280	21,610	21,760	10,150	16,580	22,400	15,080	9,310	17,300	13,180	9,750	13,280	10,560	8,200	10,810	13,860	11,590	9,160	8,500	7,950	7,490
		1 歳 児	61,260	46,870	46,390	36,720	36,870	25,260	31,690	37,500	30,190	24,420	32,410	28,290	24,860	28,390	25,670	23,310	25,920	28,970	26,700	24,270	23,600	23,060	22,600
		2 歳 児	45,800	31,410	30,930	21,260	21,410	9,810	16,240	22,050	14,730	8,970	16,950	12,830	9,400	12,930	10,210	7,860	10,470	13,510	11,240	8,810	8,150	7,600	7,140
		3 歳 児	47,140	32,740	32,260	22,600	22,740	11,140	17,570	23,380	16,070	10,300	18,280	14,160	10,740	14,260	11,540	9,190	11,800	14,850	12,570	10,140	9,480	8,930	8,470
	4 歳以上 児	47,140	32,740	32,260	22,600	22,740	11,140	17,570	23,380	16,070	10,300	18,280	14,160	10,740	14,260	11,540	9,190	11,800	14,850	12,570	10,140	9,480	8,930	8,470	
	未配置	0 歳 児	46,150	31,760	29,630	21,620	19,770	10,150	16,580	20,500	14,250	9,310	16,300	12,730	9,750	12,670	10,270	8,200	10,810	13,450	11,400	9,160	8,500	7,950	7,490
		1 歳 児	61,260	46,870	44,740	36,730	34,880	25,260	31,690	35,610	29,360	24,420	31,410	27,840	24,860	27,780	25,370	23,310	25,920	28,560	26,510	24,270	23,600	23,060	22,600
		2 歳 児	45,800	31,410	29,280	21,280	19,430	9,810	16,240	20,160	13,910	8,970	15,960	12,380	9,400	12,330	9,920	7,860	10,470	13,100	11,050	8,810	8,150	7,600	7,140
3 歳 児		47,140	32,740	30,620	22,610	20,760	11,140	17,570	21,490	15,240	10,300	17,290	13,720	10,740	13,660	11,250	9,190	11,800	14,430	12,380	10,140	9,480	8,930	8,470	
4 歳以上 児	47,140	32,740	30,620	22,610	20,760	11,140	17,570	21,490	15,240	10,300	17,290	13,720	10,740	13,660	11,250	9,190	11,800	14,430	12,380	10,140	9,480	8,930	8,470		
11%	配置	0 歳 児	45,740	31,470	31,000	21,420	21,560	10,060	16,430	22,200	14,950	9,230	17,140	13,060	9,660	13,160	10,460	8,130	10,720	13,740	11,480	9,070	8,420	7,880	7,420
		1 歳 児	60,710	46,450	45,970	36,390	36,540	25,040	31,410	37,170	29,920	24,200	32,120	28,030	24,640	28,130	25,440	23,110	25,690	28,710	26,460	24,050	23,390	22,850	22,390
		2 歳 児	45,390	31,130	30,650	21,070	21,220	9,720	16,090	21,850	14,600	8,890	16,800	12,720	9,320	12,820	10,120	7,790	10,370	13,390	11,140	8,730	8,080	7,530	7,080
		3 歳 児	46,710	32,450	31,970	22,390	22,540	11,040	17,410	23,170	15,920	10,210	18,120	14,040	10,640	14,140	11,440	9,110	11,690	14,710	12,460	10,050	9,400	8,850	8,400
	4 歳以上 児	46,710	32,450	31,970	22,390	22,540	11,040	17,410	23,170	15,920	10,210	18,120	14,040	10,640	14,140	11,440	9,110	11,690	14,710	12,460	10,050	9,400	8,850	8,400	
	未配置	0 歳 児	45,740	31,470	29,370	21,430	19,600	10,060	16,430	20,320	14,130	9,230	16,160	12,620	9,660	12,560	10,170	8,130	10,720	13,330	11,290	9,070	8,420	7,880	7,420
		1 歳 児	60,710	46,450	44,340	36,400	34,570	25,040	31,410	35,290	29,100	24,200	31,130	27,590	24,640	27,530	25,150	23,110	25,690	28,300	26,270	24,050	23,390	22,850	22,390
		2 歳 児	45,390	31,130	29,020	21,090	19,250	9,720	16,090	19,980	13,780	8,890	15,810	12,270	9,320	12,220	9,830	7,790	10,370	12,980	10,950	8,730	8,080	7,530	7,080
3 歳 児		46,710	32,450	30,340	22,410	20,570	11,040	17,410	21,300	15,100	10,210	17,130	13,590	10,640	13,540	11,150	9,110	11,690	14,300	12,270	10,050	9,400	8,850	8,400	
4 歳以上 児	46,710	32,450	30,340	22,410	20,570	11,040	17,410	21,300	15,100	10,210	17,130	13,590	10,640	13,540	11,150	9,110	11,690	14,300	12,270	10,050	9,400	8,850	8,400		
10%	配置	0 歳 児	45,330	31,190	30,720	21,230	21,370	9,970	16,290	22,000	14,810	9,150	16,990	12,940	9,580	13,040	10,370	8,060	10,620	13,610	11,380	8,990	8,340	7,810	7,350
		1 歳 児	60,170	46,030	45,560	36,060	36,210	24,810	31,130	36,830	29,650	23,990	31,830	27,780	24,420	27,880	25,210	22,900	25,460	28,450	26,220	23,830	23,180	22,640	22,190
		2 歳 児	44,990	30,850	30,380	20,880	21,030	9,630	15,950	21,650	14,470	8,810	16,650	12,600	9,240	12,700	10,030	7,720	10,280	13,270	11,040	8,650	8,000	7,460	7,010
		3 歳 児	46,290	32,160	31,690	22,190	22,340	10,940	17,250	22,960	15,780	10,120	17,960	13,910	10,540	14,010	11,340	9,030	11,590	14,580	12,350	9,960	9,310	8,770	8,320
	4 歳以上 児	46,290	32,160	31,690	22,190	22,340	10,940	17,250	22,960	15,780	10,120	17,960	13,910	10,540	14,010	11,340	9,030	11,590	14,580	12,350	9,960	9,310	8,770	8,320	
	未配置	0 歳 児	45,330	31,190	29,100	21,240	19,420	9,970	16,290	20,140	14,000	9,150	16,010	12,500	9,580	12,450	10,080	8,060	10,620	13,210	11,190	8,990	8,340	7,810	7,350
		1 歳 児	60,170	46,030	43,940	36,080	34,260	24,810	31,130	34,980	28,840	23,990	30,850	27,340	24,420	27,290	24,920	22,900	25,460	28,050	26,030	23,830	23,180	22,640	22,190
		2 歳 児	44,990	30,850	28,760	20,900	19,080	9,630	15,950	19,800	13,660	8,810	15,670	12,160	9,240	12,110	9,740	7,720	10,280	12,870	10,850	8,650	8,000	7,460	7,010
3 歳 児		46,290	32,160	30,070	22,200	20,390	10,940	17,250	21,100	14,970	10,120	16,980	13,470	10,540	13,420	11,050	9,030	11,590	14,170	12,160	9,960	9,310	8,770	8,320	
4 歳以上 児	46,290	32,160	30,070	22,200	20,390	10,940	17,250	21,100	14,970	10,120	16,980	13,470	10,540	13,420	11,050	9,030	11,590	14,170	12,160	9,960	9,310	8,770	8,320		
9%	配置	0 歳 児	44,910	30,910	30,440	21,030	21,170	9,880	16,140	21,800	14,680	9,060	16,840	12,820	9,490	12,920	10,270	7,980	10,520	13,490	11,280	8,910	8,270	7,730	7,290
		1 歳 児	59,620	45,610	45,140	35,740	35,880	24,590	30,840	36,500	29,380	23,770	31,540	27,530	24,190	27,630	24,980	22,690	25,230	28,190	25,980	23,620	22,970	22,440	21,990
		2 歳 児	44,580	30,570	30,100	20,690	20,840	9,540	15,800	21,460	14,340	8,730	16,500	12,490	9,150	12,580	9,940	7,650	10,190	13,150	10,940	8,570	7,930	7,400	6,950
		3 歳 児	45,870	31,870	31,400	21,990	22,130	10,840	17,100	22,750	15,640	10,020	17,790	13,780	10,450	13,880	11,230	8,940	11,480	14,450	12,240	9,870	9,230	8,690	8,250
	4 歳以上 児	45,870	31,870	31,400	21,990	22,130	10,840	17,100	22,750	15,640	10,020	17,790	13,780	10,450	13,880	11,230	8,940	11,480	14,450	12,240	9,870	9,230	8,690	8,250	
	未配置	0 歳 児	44,910	30,910	28,840	21,040	19,240	9,880	16,140	19,950	13,870	9,060	15,870	12,390	9,490	12,330	9,990	7,980	10,520	13,090	11,090	8,910	8,270	7,730	7,290
		1 歳 児	59,620	45,610	43,540	35,750	33,950	24,590	30,840	34,660	28,570	23,770	30,570	27,090	24,190	27,040	2								

6%	配置	0 歲 兒	43,680	30,060	29,600	20,450	20,590	9,610	15,690	21,200	14,270	8,810	16,370	12,470	9,230	12,570	9,990	7,760	10,230	13,120	10,970	8,670	8,040	7,520	7,090		
		1 歲 兒	57,980	44,360	43,900	34,750	34,890	23,910	29,990	35,490	28,570	23,110	30,670	26,770	23,530	26,870	24,290	22,060	24,530	27,420	25,270	22,970	22,340	21,820	21,390		
		2 歲 兒	43,350	29,730	29,270	20,120	20,260	9,280	15,370	20,870	13,940	8,490	16,040	12,140	8,900	12,240	9,660	7,440	9,910	12,790	10,640	8,340	7,710	7,190	6,760		
		3 歲 兒	44,610	30,990	30,530	21,390	21,520	10,540	16,630	22,130	15,210	9,750	17,300	13,400	10,160	13,500	10,920	8,700	11,170	14,050	11,900	9,600	8,970	8,450	8,020		
	未配置	4 歲以上 兒	44,610	30,990	30,530	21,390	21,520	10,540	16,630	22,130	15,210	9,750	17,300	13,400	10,160	13,500	10,920	8,700	11,170	14,050	11,900	9,600	8,970	8,450	8,020		
		0 歲 兒	43,680	30,060	28,040	20,460	18,710	9,610	15,690	19,400	13,490	8,810	15,430	12,050	9,230	11,990	9,720	7,760	10,230	12,730	10,790	8,670	8,040	7,520	7,090		
		1 歲 兒	57,980	44,360	42,340	34,760	33,010	23,910	29,990	33,700	27,790	23,110	29,730	26,350	23,530	26,290	24,010	22,060	24,530	27,030	25,090	22,970	22,340	21,820	21,390		
		2 歲 兒	43,350	29,730	27,710	20,140	18,390	9,280	15,370	19,080	13,160	8,490	15,100	11,720	8,900	11,670	9,390	7,440	9,910	12,400	10,460	8,340	7,710	7,190	6,760		
	未配置	3 歲 兒	44,610	30,990	28,980	21,400	19,650	10,540	16,630	20,340	14,420	9,750	16,360	12,980	10,160	12,930	10,650	8,700	11,170	13,660	11,720	9,600	8,970	8,450	8,020		
		4 歲以上 兒	44,610	30,990	28,980	21,400	19,650	10,540	16,630	20,340	14,420	9,750	16,360	12,980	10,160	12,930	10,650	8,700	11,170	13,660	11,720	9,600	8,970	8,450	8,020		
		配置	0 歲 兒	43,270	29,770	29,320	20,260	20,400	9,520	15,550	21,000	14,140	8,730	16,220	12,350	9,140	12,450	9,900	7,690	10,140	12,990	10,860	8,580	7,960	7,450	7,020	
			1 歲 兒	57,430	43,940	43,490	34,420	34,560	23,680	29,710	35,160	28,300	22,900	30,380	26,520	23,310	26,610	24,060	21,860	24,300	27,160	25,030	22,750	22,130	21,610	21,180	
2 歲 兒	42,940		29,450	29,000	19,930	20,070	9,190	15,220	20,670	13,810	8,410	15,890	12,030	8,820	12,120	9,570	7,370	9,810	12,670	10,540	8,260	7,640	7,120	6,690			
3 歲 兒	44,190		30,700	30,250	21,180	21,320	10,440	16,470	21,920	15,060	9,660	17,140	13,280	10,060	13,370	10,820	8,620	11,060	13,920	11,790	9,510	8,890	8,370	7,940			
未配置	4 歲以上 兒	44,190	30,700	30,250	21,180	21,320	10,440	16,470	21,920	15,060	9,660	17,140	13,280	10,060	13,370	10,820	8,620	11,060	13,920	11,790	9,510	8,890	8,370	7,940			
	5%	配置	0 歲 兒	43,270	29,770	27,780	20,270	18,540	9,520	15,550	19,220	13,360	8,730	15,280	11,930	9,140	11,880	9,620	7,690	10,140	12,610	10,680	8,580	7,960	7,450	7,020	
			1 歲 兒	57,430	43,940	41,940	34,440	32,700	23,680	29,710	33,390	27,530	22,900	29,450	26,100	23,310	26,050	23,790	21,860	24,300	26,770	24,850	22,750	22,130	21,610	21,180	
			2 歲 兒	42,940	29,450	27,450	19,950	18,210	9,190	15,220	18,900	13,040	8,410	14,960	11,610	8,820	11,560	9,300	7,370	9,810	12,280	10,360	8,260	7,640	7,120	6,690	
3 歲 兒			44,190	30,700	28,700	21,190	19,460	10,440	16,470	20,140	14,290	9,660	16,210	12,860	10,060	12,810	10,550	8,620	11,060	13,530	11,610	9,510	8,890	8,370	7,940		
未配置		4 歲以上 兒	44,190	30,700	28,700	21,190	19,460	10,440	16,470	20,140	14,290	9,660	16,210	12,860	10,060	12,810	10,550	8,620	11,060	13,530	11,610	9,510	8,890	8,370	7,940		
		配置	0 歲 兒	42,850	29,490	29,040	20,070	20,200	9,430	15,400	20,800	14,000	8,650	16,060	12,240	9,050	12,330	9,800	7,620	10,040	12,870	10,760	8,500	7,890	7,380	6,950	
			1 歲 兒	56,880	43,520	43,070	34,100	34,230	23,460	29,430	34,820	28,030	22,680	30,090	26,270	23,080	26,360	23,830	21,650	24,070	26,900	24,790	22,530	21,920	21,410	20,980	
			2 歲 兒	42,530	29,170	28,720	19,740	19,880	9,110	15,080	20,470	13,680	8,330	15,740	11,910	8,730	12,010	9,480	7,300	9,720	12,550	10,440	8,180	7,570	7,060	6,630	
3 歲 兒			43,770	30,400	29,960	20,980	21,120	10,340	16,310	21,710	14,920	9,560	16,980	13,150	9,970	13,240	10,720	8,530	10,960	13,790	11,670	9,420	8,800	8,290	7,870		
未配置		4 歲以上 兒	43,770	30,400	29,960	20,980	21,120	10,340	16,310	21,710	14,920	9,560	16,980	13,150	9,970	13,240	10,720	8,530	10,960	13,790	11,670	9,420	8,800	8,290	7,870		
		4%	配置	0 歲 兒	42,850	29,490	27,510	20,080	18,360	9,430	15,400	19,040	13,230	8,650	15,140	11,820	9,050	11,770	9,530	7,620	10,040	12,490	10,580	8,500	7,890	7,380	6,950
				1 歲 兒	56,880	43,520	41,540	34,110	32,390	23,460	29,430	33,070	27,260	22,680	29,170	25,850	23,080	25,800	23,560	21,650	24,070	26,520	24,610	22,530	21,920	21,410	20,980
	2 歲 兒			42,530	29,170	27,190	19,760	18,040	9,110	15,080	18,720	12,910	8,330	14,820	11,500	8,730	11,450	9,210	7,300	9,720	12,160	10,260	8,180	7,570	7,060	6,630	
3 歲 兒	43,770			30,400	28,430	20,990	19,280	10,340	16,310	19,950	14,150	9,560	16,050	12,740	9,970	12,680	10,450	8,530	10,960	13,400	11,500	9,420	8,800	8,290	7,870		
未配置	4 歲以上 兒		43,770	30,400	28,430	20,990	19,280	10,340	16,310	19,950	14,150	9,560	16,050	12,740	9,970	12,680	10,450	8,530	10,960	13,400	11,500	9,420	8,800	8,290	7,870		
	配置		0 歲 兒	42,440	29,210	28,760	19,870	20,010	9,340	15,250	20,600	13,870	8,560	15,910	12,120	8,970	12,210	9,710	7,540	9,940	12,750	10,660	8,420	7,810	7,310	6,890	
			1 歲 兒	56,340	43,100	42,660	33,770	33,900	23,230	29,140	34,490	27,760	22,460	29,800	26,010	22,860	26,110	23,600	21,440	23,840	26,640	24,550	22,320	21,710	21,200	20,780	
			2 歲 兒	42,120	28,890	28,440	19,550	19,690	9,020	14,930	20,280	13,550	8,250	15,590	11,800	8,650	11,890	9,390	7,230	9,630	12,430	10,340	8,100	7,490	6,990	6,570	
3 歲 兒			43,350	30,110	29,670	20,780	20,910	10,240	16,160	21,500	14,780	9,470	16,810	13,020	9,870	13,120	10,610	8,450	10,850	13,650	11,560	9,330	8,720	8,210	7,790		
未配置	4 歲以上 兒		43,350	30,110	29,670	20,780	20,910	10,240	16,160	21,500	14,780	9,470	16,810	13,020	9,870	13,120	10,610	8,450	10,850	13,650	11,560	9,330	8,720	8,210	7,790		
	3%		配置	0 歲 兒	42,440	29,210	27,250	19,880	18,180	9,340	15,250	18,850	13,110	8,560	14,990	11,710	8,970	11,650	9,440	7,540	9,940	12,370	10,480	8,420	7,810	7,310	6,890
				1 歲 兒	56,340	43,100	41,140	33,780	32,080	23,230	29,140	32,750	27,000	22,460	28,890	25,600	22,860	25,550	23,330	21,440	23,840	26,260	24,380	22,320	21,710	21,200	20,780
		2 歲 兒		42,120	28,890	26,930	19,570	17,870	9,020	14,930	18,540	12,790	8,250	14,670	11,3												

別表4 廃棄物処理加算単価表

定員	60人以内	61人以上70人以内	71人以上80人以内	81人以上90人以内	91人以上100人以内	101人以上110人以内	111人以上120人以内	121人以上130人以内	131人以上140人以内	141人以上150人以内	151人以上160人以内	161人以上
年額単価（円）	97,000	117,000	136,000	155,000	174,000	193,000	213,000	232,000	251,000	270,000	289,000	309,000

別表5 研修費加算単価表

定員	50人以内	51人以上60人以内	61人以上70人以内	71人以上80人以内	81人以上90人以内	91人以上100人以内	101人以上110人以内	111人以上120人以内	121人以上130人以内	131人以上
年額単価（円）	293,300	356,150	377,100	439,950	460,900	523,750	607,550	628,500	649,450	670,400

別表6 研修参加率算定表

研修参加率	0～10%	11～20%	21～40%	41～60%	61～80%	81～100%
単価に乗ずる値	0.0	0.2	0.4	0.6	0.8	1.0

備考：別表6に規定する研修参加率は、別表7に掲げる研修の参加（各園職員（当該職員の資格の有無、勤務形態は問わない。）1名以上の出席。以下同じ。）率とする。ただし、各保育所が別表8に規定する回数以上に、自主研修を実施していない場合又は自主研修に参加していない場合は支給しない。自主研修とは、区以外が主催する研修のうち、受講料、旅費、謝礼、役務費、会場費のいずれかを要し、他補助金等での助成を受けない研修とする。

別表7 研修参加率の算定対象となる研修

子ども施設課が当年度中に実施する研修のうち、全園が参加可能な研修であり、オンデマンド研修は除く。継続研修は、各回参加で1回算定とする。対象となる研修については、毎年度、前年度末に通知する。
--

別表8 自主研修実施・参加回数算定表

定員	50人以内	51人以上60人以内	61人以上70人以内	71人以上80人以内	81人以上90人以内	91人以上100人以内	101人以上110人以内	111人以上120人以内	121人以上130人以内	131人以上
実施・参加回数	5回	6回	7回	8回	9回	10回	11回	12回	13回	14回

別表9 園外保育充実費加算単価表

定員	50人以内	51人以上100人以内	101人以上150人以内	151人以上
年額単価（円）	69,530	139,060	208,590	278,120

別表10 職員単価表

常勤保育士												
処遇改善等加算基礎分（％）	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	停止
月額単価（円）	461,740	457,610	453,490	449,370	445,250	441,120	437,000	432,880	428,760	424,630	420,510	412,270
常勤調理員												
処遇改善等加算基礎分（％）	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	停止
月額単価（円）	383,800	380,370	376,940	373,520	370,090	366,660	363,240	359,810	356,380	352,960	349,530	342,680
常勤保健師等												
処遇改善等加算基礎分（％）	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	停止
月額単価（円）	507,770	503,240	498,700	494,170	489,630	485,100	480,570	476,030	471,500	466,970	462,430	453,370
非常勤保育士												
処遇改善等加算基礎分（％）	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	停止
月額単価（円）	230,870	228,810	226,750	224,690	222,630	220,560	218,500	216,440	214,380	212,320	210,260	206,140
非常勤調理員												
処遇改善等加算基礎分（％）	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	停止
月額単価（円）	168,330	166,830	165,330	163,820	162,320	160,820	159,310	157,810	156,310	154,800	153,300	150,300
非常勤保健師等												
処遇改善等加算基礎分（％）	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	停止
月額単価（円）	253,890	251,620	249,350	247,090	244,820	242,550	240,290	238,020	235,750	233,490	231,220	226,690

別表11 職員増配置加算算定表

算定基礎児童数	60以下	61～80	81～100	101～120	121～140	141～160	161～180	181～
加算上限人数（人）	2	3	4	5	6	7	8	9

別表12 年末保育充実費加算単価表（月額単価（円））

対象区分	保育料A、B階層	保育料C階層	保育料その他の階層
0歳児	10,550	9,300	8,050
1～2歳児	5,450	4,200	2,950
3歳以上児	2,500	1,250	0

別表13 年末保育対策費加算単価表（月額単価（円））

対象児童総数	0歳児未実施	0歳児3人未満	0歳児3～5人	0歳児6人以上
5人以下	6,960	23,780	42,260	0
6人以上30人以下	25,440	42,260	67,700	84,530
31人以上	50,880	67,700	74,660	91,490

別表14-1 一時預かり事業費（加算分）単価表（日額単価（円））

対象区分	5時間以内	5時間超
0歳児	12,000	15,000
1～2歳児	10,000	12,000
3歳以上児	8,000	9,000

別表14-2 一時預かり事業（減免分）単価表（日額単価（円））

対象区分	保育料A、B階層		保育料C階層		保育料その他の階層	
時間区分	5時間以内	5時間超	5時間以内	5時間超	5時間以内	5時間超
0～5歳児	2,000	3,000	1,000	1,500	0	0

別表15 保育所地域活動事業費単価表

事業名	加算額（年額）
(1) 世代間交流等事業 (2) 異年齢児交流等事業 (3) 地域の特性に応じた保育需要への対応	1事業3回以上5回以下実施で100,000円、6回以上実施で200,000円

別表16 受託児の対象経費

項目名	施設振興加算	保育材料費加算	副食費加算	年末保育充実費加算分	障害児・要支援児加算	延長保育事業（加算分）・免除加算・第3子以降免除加算	休日保育事業（加算分）
単価算定基準	別表1のとおり ※ただし、副食費加算及び障害児・要支援児加算は委託元の自治体が補助する場合は対象外						

別表17 延長保育事業費（基本分）単価表（月額単価（円））

対象区分	スポットのみ1時間	スポットのみ2時間	30分・1時間5人以下	1時間6人以上	2時間5人以下	2時間6人以上
単価	100,000	150,000	200,000	300,000	500,000	600,000

別表18 延長保育事業費（加算分）単価表

延長時間区分	30分	1時間	2時間	3時間	4時間	5時間	6時間	7時間
月額単価（円）	6,820	6,820	9,260	9,260	13,790	13,790	13,790	13,790

別表19 延長保育免除加算単価表（月額単価（円））

保育認定時間	年齢	A階層	B階層（ひとり親世帯）	C階層（その他世帯）
標準時間	3歳未満児	4,000	4,000	3,800
	3歳児	2,200	2,200	2,000
	4歳以上児	1,800	1,800	1,600
短時間	3歳未満児	2,400	2,400	2,250
	3歳児	1,300	1,300	1,200
	4歳以上児	1,050	1,050	950

別表20 第3子以降の延長保育料免除加算（標準時間保育）単価表（月額単価（円））

保育料階層	C～D2	D3～D5	D6	D7	D8	D9	D10	D11	D12	D13
3歳児未満	800	1,200	1,800	2,200	2,400	2,600	2,800	3,100	3,300	3,500
3歳児	800	1,200	1,600	1,600	1,600	1,800	2,000	2,200	2,300	2,400
4歳以上児	800	1,200	1,600	1,600	1,600	1,800	1,900	2,100	2,100	2,100

保育料階層	D14	D15	D16	D17	D18	D19	D20	D21	D22	D23
3歳児未満	3,700	3,900	4,100	4,300	4,400	4,600	5,000	5,600	6,100	6,500
3歳児	2,500	2,600	2,700	2,700	2,700	2,700	2,800	2,800	2,800	2,800
4歳以上児	2,100	2,100	2,200	2,200	2,200	2,200	2,300	2,300	2,300	2,300

別表21 第3子以降の延長保育料免除加算（短時間保育）単価表（月額単価（円））

保育料階層	C～D2	D3～D5	D6	D7	D8	D9	D10	D11	D12	D13
3歳児未満	400	550	850	1,050	1,150	1,250	1,350	1,450	1,550	1,650
3歳児	400	550	750	750	750	850	950	1,000	1,050	1,100
4歳以上児	400	550	750	750	750	850	900	1,000	1,000	1,000

保育料階層	D14	D15	D16	D17	D18	D19	D20	D21	D22	D23
3歳児未満	1,700	1,800	1,900	2,000	2,050	2,150	2,350	2,600	2,850	3,050
3歳児	1,150	1,200	1,250	1,250	1,250	1,250	1,300	1,300	1,300	1,300
4歳以上児	1,000	1,000	1,050	1,050	1,050	1,050	1,100	1,100	1,100	1,100

別表22 休日保育事業（基本分）単価表

施設改善等加算 減免分（％）	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	停止
月額単価（円）	393,560	390,050	386,540	383,020	379,510	375,990	372,480	368,970	365,450	361,940	358,420	351,400

別表23 休日保育事業（加算分）単価表

対象区分	日額単価(円)
0～2歳児	10,550
3歳児	5,450
4歳以上児	2,390

墨田区保育士等宿舍借上げ支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、次条各号に掲げる保育所等に勤務する保育士、栄養士、調理師又は看護師等（以下「保育士等」という。）が入居するための宿舍を借り上げる事業者に対し、当該借上げに係る経費の一部を補助することにより、保育士等の人材確保を図ることを目的とする。

(対象事業者等)

第2条 この要綱に基づく補助金の交付対象事業者は、次条第1項に規定する宿舍を借り上げる事業者で、次の各号に掲げる保育所等の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 墨田区保育所条例（昭和36年墨田区条例第4号）により設置した保育所 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定された当該保育所の指定管理者
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所（私立に限る。） 当該保育所を設置する法人又は個人
- (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第1項の規定による認可を受けて設置された幼保連携型認定こども園 当該幼保連携型認定こども園を設置する法人
- (4) 墨田区家庭的保育事業等認可要綱（平成27年3月26日26墨福子第2498号）第2条第2項の規定による認可を受けて設置された小規模保育事業所 当該小規模保育事業所を設置する法人
- (5) 東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日12福子推第1157号）に基づき東京都知事が認証した保育所 当該認証保育所を設置する法人

(対象経費等)

第3条 補助金の交付対象経費は、次条に規定する保育士等が入居するための宿舍（前条に規定する交付対象事業者（以下「対象法人等」という。）その他利害関係者の所有に属しないものであって、かつ、区内に設置されているものに限る。）の借上げに係る賃料、共益費及び管理費とする。

2 前項の宿舍は、平成26年4月1日以降に対象法人等が借上げたものに限る。

3 第1項の宿舍は、他の補助制度により補助を受けているものを除く。

4 第1項の宿舍に入居できる者は、次条に規定する入居対象保育士等及び入居対象保育士等と住民登録上の同一世帯の親族等（墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例施行規則（平成18年墨田区規則第11号）第5条に規定する墨田区パートナーシップ宣誓制度受理証明書及び墨田区パートナーシップ宣誓制度受理証明書受理証明カードの交付を受けている者を含む。）であって、かつ、住居手当等を支給されていない者に限る。

(入居対象保育士等)

第4条 前条第1項に規定する宿舍の入居対象保育士等は、次の各号の全てを満たすものとする。

- (1) 現に前条第1項に掲げる宿舍に入居している当該月の初日に、常勤（対象法人等の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1か月に勤務すべき時間数が120時間以上に限る。）以上の勤務をしている者又は勤務時間が、1日6時間以上かつ月20日以上であり、常態的に勤務しているもの）の職員として採用された保育士等。ただし、対象法人等の役員は除く。
- (2) 就業の場所が、区内に設置する第2条各号に掲げる保育所等であること。
- (3) 対象法人等と入居契約等を結んでいる者
- (4) 対象法人等から住居手当等を支給されていない
- (5) 収入が世帯収入の5割を超えている者
- (6) その他区長が特に必要があると認める者

(交付額)

第5条 補助金の交付額は、1月につき、基準額8万2,000円と第3条第1項の交付対象経費の実支出額（以下「実費額」という。）とを比較し、少ない方の額に8分の7を乗じた額（10円未満切捨て）とする。ただし、前条に規定する入居対象保育士等から本人負

担額を徴収する場合又は寄付金等その他の収入額がある場合にあっては、基準額と実費額から当該本人負担額及び寄付金等その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額に8分の7を乗じた額（10円未満切捨て）とする。

2 補助金の交付は、各年度において定める予算の範囲内で行うものとする。

3 第1項の交付額の算定に当たっての補助対象期間は、現に入居対象保育士等が第3条第1項に規定する宿舎に入居している期間であって、かつ、原則、当該宿舎の住所地に住民登録をしている期間（以下「入居期間」という。）とする。ただし、入居期間の始期が月の途中の場合は、入居期間の属する月の翌月から補助対象期間として取り扱うものとし、入居期間の終期が月の途中の場合における交付額は、補助基準額、実費額又は対象経費の日割りによって算定した額のうち、いずれか少ない方の額から本人負担額及び寄付金等その他の収入額を控除した額に8分の7を乗じた額（10円未満切捨て）とする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする対象法人等は、区長が別に定める日までに墨田区保育士等宿舎借上げ支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて区長に申請するものとする。

（交付決定）

第7条 区長は、前条の規定による交付申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは速やかに補助金の交付を決定し、その内容を対象法人等に通知するものとする。

（変更の申請）

第8条 前条の規定による交付決定を受けた対象法人等は、交付申請の内容に変更が生じたとき（軽微な変更の場合を除く。）は、速やかに墨田区保育士等宿舎借上げ支援事業補助金変更交付申請書（第2号様式）に必要な書類を添えて区長に申請するものとする。

（変更交付決定）

第9条 区長は、前条の規定による変更交付申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは速やかに補助金の変更交付を決定し、その内容を対象法人等に通知するものとする。

（実績）

第10条 第7条及び前条の規定による交付決定を受けた対象法人等は、宿舎の借上げに係る実績について、次の各号に掲げる区分に応じ、別に定める日までに墨田区保育士等宿舎借上げ支援事業実績報告書（第3号様式）により区長に報告しなければならない。

（1）4月分から9月分まで

（2）10月分から翌年3月分まで

（補助金の請求及び支払手続）

第11条 前条の規定による実績報告を行った対象法人等は、墨田区保育士等宿舎借上げ支援事業補助金交付請求書（第4号様式）により区長に対して当該実績報告期間に係る補助金を請求するものとする。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めた場合は、対象法人等に対して補助金を支払うものとする。

（事情変更による決定の取消し等）

第12条 この補助金の交付決定後の事情変更により特別の必要が生じたときは、区長は、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

（承認事項）

第13条 対象法人等は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、第1号及び第2号に掲げる事項のうち、軽微なものについては報告をもって代えることができる。

（1）補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

（2）補助事業の内容を変更しようとするとき。

（3）補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

（事故報告等）

第14条 対象法人等は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が

困難となった場合は、速やかにその理由その他必要な事項を書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第15条 区長は、補助事業の円滑適正な執行を図るため、対象法人等に対しその遂行の状況に関し報告を求めることができる。

(補助事業の遂行命令等)

第16条 区長は、前2条による報告、地方自治法第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、対象法人等に対しこれらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 対象法人等が前項の命令に違反したときは、区長は、対象法人等に対し補助事業の一時停止を命ずることができる。

(決定の取消し)

第17条 対象法人等が次のいずれかに該当したときは、区長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金の執行状況が不相当であるとき。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他の法令に基づく命令に違反したとき。

(補助金の返還)

第18条 第12条又は前条の規定により補助金の交付の決定が取り消された場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、区長は、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(違約加算金)

第19条 前条の規定により返還を命じられたときは、対象法人等は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(延滞金)

第20条 対象法人等が補助金の返還を命じられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(他の補助金等の一時停止)

第21条 対象法人等が補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、ほかの同種の事務又は事業について、交付すべき補助金等があるときは、区長は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額を相殺するものとする。

(関係書類の整備)

第22条 補助金の交付を受けた対象法人等は、当該補助に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えるとともに、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該補助に係る期間の満了日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(消費税仕入控除税額の取扱い)

第23条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに区長に報告しなければならない。この場合において、区長は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を納付させることができる。

(予算措置)

第24条 補助金の交付を受けた対象法人等は、当該補助に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えるとともに、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該補助に係る期間の満了日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第25条 この要綱で定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、子ども・子育て支援部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年10月1日から適用する。

墨田区保育士等キャリアアップ補助金交付要綱

平成28年3月1日
27墨福字第1932号

(目的)

第1条 この要綱は、保育士等が保育の専門性を高めながら、やりがいを持って働くことができるよう、保育士等のキャリアアップに向けた取組を行う事業者に対し、その取組に要する費用の一部を補助することにより、保育サービスの質の向上を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、国又は地方公共団体以外の者で、区内において第1号若しくは第3号に掲げる施設を設置し、又は区内において第2号、第4号、第5号若しくは第6号に掲げる事業若しくは墨田区を除く都内において区内に居住する児童が利用する第2号ウ若しくはエに掲げる事業を行うものとする。

(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条の規定により墨田区の確認を受け、適正な運営が確保されている、次のいずれかに該当する施設

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所（以下「認可保育所」という。）。ただし、東京都保育士等キャリアアップ補助金交付要綱（平成27年3月16日26福保子保第2960号）の交付対象施設を除く。

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園

(2) 子ども・子育て支援法第43条の規定により確認を受け、適正な運営が確保されている次のいずれかに該当する事業

ア 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業

イ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業

ウ 児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業

エ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業

(3) 認証保育所

東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日12福子推第1157号）に規定する東京都認証保育所。ただし、東京都認定こども園の認定要件に関する条例（平成18年東京都条例第174号）第3条第1号に規定する幼稚園型認定こども園を構成する認証保育所及び同条第3号の規定により認定を受けた認証保育所（地方裁量型認定こども園）を除く。

(4) 家庭的保育事業（都制度）

家庭的保育事業等実施要綱（平成22年6月25日22福保子保第437号）別表の別表2の1（1）、（2）又は（6）の規定により実施する家庭的保育事業

(5) 定期利用保育事業及び一時預かり事業（緊急一時預かり）

東京都一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱（平成7年10月23日7福子推第276号）第3の2（2）ウ及びエの規定により実施する定期利用保育事業及び東京都一時預かり事業実施要綱（平成27年7月27日27福保子保第507号）4（1）、

- (3) 及び(4)の規定により緊急一時預かりを実施する一時預かり事業
(6) 病児保育事業

東京都病児保育事業実施要綱(平成21年9月8日21福保子保第375号)第4の1又は2の規定により実施する病児保育事業

2 前項の規定にかかわらず、次に該当する事業者は、交付の対象としない。

- (1) 墨田区暴力団排除条例(平成24年墨田区条例第37号)第2条第1号に規定する暴力団であるもの
(2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が、墨田区暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者であるもの

3 区長は、補助対象者が設置する施設又は実施する事業が次の各号に該当する場合は、当該行為が補助に係る施設又は事業に関するものであるかどうかにかかわらず、補助金の一部又は全部を交付しないことができる。

- (1) 児童福祉法、社会福祉法(昭和26年法律第45号)、子ども・子育て支援法又はこれらの法律に基づく命令に違反したもの
(2) 社会福祉法その他の法律の規定に基づき国の行政機関の長又は地方公共団体の長が実施する指導検査において、度重なる行政指導(文書による指導に限る。)を受けたにもかかわらず、改善しないもの又は改善の見込みがないもの

(交付対象経費)

第3条 この補助金の交付の対象となる経費は、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める経費とする。

(1) キャリアアップ補助金Ⅰ

前条第1項に規定する施設又は事業(以下「補助対象施設・事業」という。)に勤務する職員(非常勤職員及び法人の役員等を兼務している職員を含む。)の人件費のうち、別表4第1に定める賃金改善に要した経費

(2) キャリアアップ補助金Ⅱ

前条第1項に規定する施設又は事業(以下「補助対象施設・事業」という。)に勤務する職員(非常勤職員及び法人の役員等を兼務している職員を含む。)の人件費のうち、別表4第2に定める賃金改善に要した経費

(補助金額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、別表1の規定により算定した額の合計額(1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。)と、実際に賃金改善に要した費用の合計額(1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。)とを比較して、いずれか少ない方の額とする。

(交付申請)

第5条 この補助金の交付を受けようとする補助対象者は、墨田区保育士等キャリアアップ補助金交付申請書(第1号様式)に必要な書類を添付して、別に指定する日までに区長に提出するものとする。

(交付決定)

第6条 区長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請書の内容を審査し、適当と認めた場合は、墨田区保育士等キャリアアップ補助金交付決定通知書(第2号様式)に

より、当該申請者（以下「交付決定者」という。）に通知するものとする。

（請求及び交付）

第7条 交付決定者は、別に指定する日までに、墨田区保育士等キャリアアップ補助金交付請求書（第3号様式）に必要な書類を添えて、区長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

2 交付を受けることができる補助金の額は、第6条の規定により通知した交付決定額の範囲内とする。

（実績報告）

第8条 交付決定者は、補助事業が完了したとき又は補助金の交付に係る会計年度が終了したときは、墨田区保育士等キャリアアップ補助金実績報告書（第4号様式）に必要な書類を添付して、別に指定する日までに区長に提出するものとする。

（額の確定）

第9条 区長は、前条の規定により提出された実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した案件に適合していると認めたときは、交付すべき補助金額を確定し、交付額確定通知書（第5号様式）により、交付決定者に通知する。

（精算）

第10条 区長は、前条の規定による補助金の確定額が、第7条第1項の規定による補助金交付額より少ないときは、その返還を求めるものとする。

2 前項により返還を求められた交付決定者は、速やかに当該余剰金を区長に返還しなければならない。

（交付の条件）

第11条 この補助金は、次の条件を付して交付する。

（1）事情変更による決定の取消し等

区長は、交付の決定の後においても、事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

（2）承認事項

交付決定者は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、アに掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

ア 補助事業の内容を変更しようとするとき。

イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

（3）事故報告等

交付決定者は、補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由及び状況を書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

（4）状況報告

交付決定者は、区長の求めに応じて、補助事業の遂行の状況に関し書面により報告しなければならない。

（5）遂行命令及び遂行の一時停止命令

ア 区長は、交付決定者が提出する報告又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第

221条第2項の規定による調査等により、補助事業がこの補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、交付決定者に対しこれらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずる。

イ 交付決定者がアの命令に違反したときは、区長は、交付決定者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

(6) 是正のための措置

区長は第9条の補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

(7) 決定の取消し

ア 区長は、交付決定者が次のいずれかに該当した場合は、この交付の決定の全部又は一部を取り消す。

(7) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(4) 補助金を他の用途に使用したとき。

(9) その他この交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの交付の決定に基づく命令に違反したとき。

イ 補助金の交付決定者が第2条第2項に該当するに至ったときは、アの規定は第9条により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

(8) 補助金の返還

区長は、第1号又は前号の規定によりこの交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

(9) 違約加算金及び延滞金

ア 交付決定者は、前号の規定により、補助金の返還を命じられたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の受領額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

イ 交付決定者は、補助金の返還を命じられたにもかかわらず、これを納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じその未納額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(10) 違約加算金の計算

前号アの規定により交付決定者が納付した違約加算金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(11) 延滞金の計算

第9号イの規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(12) 他の補助金等の一時停止等

区長は、交付決定者に対し、補助金の返還を命じ、交付決定者が当該補助金、違約加

算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、交付決定者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺することができる。

(13) 補助対象施設・事業の運営上の留意事項

交付決定者は、補助対象施設・事業の運営に当たっては、補助対象施設・事業の運営に係る関係法令等に留意し、遵守しなければならない。

(14) 帳簿及び関係書類の整理保管

交付決定者は、補助事業に係る収入及び支出を記載した帳簿その他の関係書類を当該事業完了後5年間整理保管しなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に関し必要な事項は、子ども・子育て支援部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

別表1 補助金の算定方法

1 補助対象施設・事業	2 基準額
1 認可保育所	1 キャリアアップ補助金Ⅰ 次の(1)に、(2)、(3)、(4)及び(5)に掲げる数値を乗じた額 (1) 基本額 別表2に定める単価に、当該区分に応じた各月初日の在籍児童数を乗じて得た額の合計額 (2) キャリアパス要件 ① 別表3の要件に適合する場合は、1.0 ② 別表3の要件に適合しない場合は、0 (3) 福祉サービス第三者評価の要件 ① 3年(補助対象期間が属する年度及び直前の過去2か年度)に一度以上、福祉サービス第三者評価の受審・結果の公表を実施している場合は、1.0 ② ①以外の場合は、0.5 (4) 財務情報等の公表 ① 財務情報等を作成し、区長に提出するとともに、当該補助対象施設・事業の全ての利用者及び職員に対し、分かりやすい方法により公表する場合は、1.0 ② ①以外の場合は、0 (5) 情報公開等の取組 ① 備考5の(1)から(3)までに掲げる要件の全てに適合する場合は、1.0 ② ①以外の場合は、0.5 2 キャリアアップ補助金Ⅱ 次の(1)に、(2)、(3)、(4)及び(5)に掲げる数値を乗じた額 (1) 基本額 算式アにより計算した額。また、加算対象人数は、算式イにより計算した人数 <算式ア> 加算対象人数×6,130円×賃金改善実施期間の月数 <算式イ> 基礎職員数×2/3－基礎職員数×1/5 ※基礎職員数は、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」(令和7年4月11日付けこ

	成保２９６、７文科初第２５０号子ども家庭庁成育局長、文部科学省初等中等教育局長通知。以下「国処遇改善等加算通知」という。）第４の３（１）の基礎職員数とする。 <u>(2) キャリアパス要件</u> ① 別表３の要件に適合する場合は、１．０ ② 別表３の要件に適合しない場合は、０ <u>(3) 福祉サービス第三者評価の要件</u> ① ３年（補助対象期間が属する年度及び直前の過去２か年度）に一度以上、福祉サービス第三者評価の受審・結果の公表を実施している場合は、１．０ ② ①以外の場合は、０．５ <u>(4) 財務情報等の公表</u> ① 財務情報等を作成し、区長に提出するとともに、当該補助対象施設・事業の全ての利用者及び職員に対し、分かりやすい方法により公表する場合は、１．０ ② ①以外の場合は、０ <u>(5) 情報公開等の取組</u> ① 備考５(1)から(3)までに掲げる要件のいずれにも適合する場合は、１．０ ② ①以外の場合は、０．５
２ 認証保育所	１ キャリアアップ補助金Ⅰ 次の(1)に、(2)、(3)、(4)、(5)及び(6)に掲げる数値を乗じた額 (1) 基本額 別表２に定める単価に、当該区分に応じた各月初日の在籍児童数を乗じて得た額の合計額 (2) キャリアパス要件 ① 別表３の要件に適合する場合は、１．０ ② 別表３の要件に適合しない場合は、０ (3) 福祉サービス第三者評価の要件 ① ３年（補助対象期間が属する年度及び直前の過去２か年度）に一度以上、福祉サービス第三者評価の受審・結果の公表を実施している場合は、１．０ ② ①以外の場合は、０．５

	(4) 子育て支援員研修の受講要件 ① 東京都子育て支援員研修の「地域保育コース」の「地域型保育」に係る受講の計画を策定し修了させた職員を少なくとも1人以上配置した場合は、1. 0 ② ①以外の場合は、0. 5 (5) 財務情報等の公表 ① 財務情報等を作成し、区長に提出するとともに、当該補助対象施設・事業の全ての利用者及び職員に対し、分かりやすい方法により公表する場合は、1. 0 ② ①以外の場合は、0 (6) 情報公開等の取組 ① 備考5の(1)から(3)までに掲げる要件の全てに適合する場合は、1. 0 ② ①以外の場合は、0. 5 2 キャリアアップ補助金Ⅱ 次の(1)に、(2)、(3)、(4)、(5)及び(6)に掲げる数値を乗じた額 (1) 基本額 算式アにより計算した額。また、加算対象人数は、算式イにより計算した人数 ＜算式ア＞ 加算対象人数×3,070円×賃金改善実施期間の月数 ＜算式イ＞ 基礎職員数※×2／3－基礎職員数※×1／5 ※東京都認証保育所運営費等補助要綱における技能・経験に着目した加算の加算対象人数の基礎となる職員数とする。 (2) キャリアパス要件 ① 別表3の要件に適合する場合は、1. 0 ② 別表3の要件に適合しない場合は、0 (3) 福祉サービス第三者評価の要件 ① 3年（補助対象期間が属する年度及び直前の過去2か年度）に一度以上、福祉サービス第三者評価の受審・結果の公表を実施している場合は、1. 0 ② ①以外の場合は、0. 5 (4) 財務情報等の公表
--	--

	① 財務情報等を作成し、区長に提出するとともに、当該補助対象施設・事業の全ての利用者及び職員に対し、分かりやすい方法により公表する場合は、1. 0 ② ①以外の場合は、0 (5) 情報公開等の取組 ① 備考5(1)から(3)までに掲げる要件のいずれにも適合する場合は、1. 0 ② 備考5(1)から(3)までに掲げる要件のいずれかに適合しない場合は、0. 5 (6) 子育て支援員研修の受講要件 ① 備考3の要件に適合する場合は、1. 0 ② ①以外の場合は、0. 5
3 認定こども園	1 キャリアアップ補助金Ⅰ 次の(1)に、(2)、(3)、(4)及び(5)に掲げる数値を乗じた額 (1) 基本額 別表2に定める単価に、当該区分に応じた各月初日の在籍児童数（2号、3号認定のみ）を乗じて得た額の合計額 (2) キャリアパス要件 ① 別表3の要件に適合する場合は、1. 0 ② 別表3の要件に適合しない場合は、0 (3) 福祉サービス第三者評価の要件 ① 3年（補助対象期間が属する年度及び直前の過去2か年度）に一度以上、福祉サービス第三者評価の受審・結果の公表を実施している場合は、1. 0 ② ①以外の場合は、0. 5 (4) 財務情報等の公表 ① 財務情報等を作成し、区長に提出するとともに、当該補助対象施設・事業の全ての利用者及び職員に対し、分かりやすい方法により公表する場合は、1. 0 ② ①以外の場合は、0 (5) 情報公開等の取組 ① 備考5の(1)から(3)までに掲げる要件の全てに適合する場合は、1. 0 ② ①以外の場合は、0. 5 2 キャリアアップ補助金Ⅱ

	次の(1)に、(2)、(3)、(4)及び(5)に掲げる数値を乗じた額 (1) 基本額 算式アにより計算した額。また、加算対象人数は、算式イにより計算した人数 <算式ア> 加算対象人数×6,290円×賃金改善実施期間の月数 <算式イ> 基礎職員数×2/3－基礎職員数×1/5 ※基礎職員数は、国処遇改善等加算通知第4の3(1)の基礎職員数(2、3号認定の在籍児童数で算定) (2) キャリアパス要件 ① 別表3の要件に適合する場合は、1.0 ② 別表3の要件に適合しない場合は、0 (3) 福祉サービス第三者評価の要件 ① 3年(補助対象期間が属する年度及び直前の過去2か年度)に一度以上、福祉サービス第三者評価の受審・結果の公表を実施している場合は、1.0 ② ①以外の場合は、0.5 (4) 財務情報等の公表 ① 財務情報等を作成し、区長に提出するとともに、当該補助対象施設・事業の全ての利用者及び職員に対し、分かりやすい方法により公表する場合は、1.0 ② ①以外の場合は、0 (5) 情報公開等の取組 ① 備考5(1)から(3)までに掲げる要件のいずれにも適合する場合は、1.0 ② ①以外の場合は、0.5
--	--

4 家庭的保育事業 家庭的保育事業（都制度）	次の(1)に、(2)、(3)及び(4)に掲げる数値を乗じた額 (1) 基本額 別表2に定める単価に、当該区分に応じた各月初日の在籍児童数を乗じて得た額の合計額 (2) キャリアパス要件 ① 別表3の要件に適合する場合は、1. 0 ② 別表3の要件に適合しない場合は、0 (3) 財務情報等の公表 ① 財務情報等を作成し、区長に提出するとともに、当該補助対象施設・事業の全ての利用者及び職員に対し、分かりやすい方法により公表する場合は、1. 0 ② ①以外の場合は、0 (4) 情報公開等の取組 ① 備考5の(2)及び(3)に掲げる要件に適合する場合は、1. 0 ② ①以外の場合は、0. 5
5 小規模保育事業	1 キャリアアップ補助金Ⅰ 次の(1)に、(2)、(3)、及び(4)に掲げる数値を乗じた額 (1) 基本額 別表2に定める年齢別・定員別単価に、当該年齢区分に応じた各月初日の在籍児童数を乗じて得た額の合計額 (2) キャリアパス要件 ① 別表3の要件に適合する場合は、1. 0 ② 別表3の要件に適合しない場合は、0 (3) 財務情報等の公表 ① 財務情報等を作成し、区長に提出するとともに、当該補助対象施設・事業の全ての利用者及び職員に対し、分かりやすい方法により公表する場合は、1. 0 ② ①以外の場合は、0 (4) 情報公開等の取組 ① 備考5の(1)から(3)までに掲げる要件の全てに適合する場合は、1. 0 ② ①以外の場合は、0. 5 2 キャリアアップ補助金Ⅱ

	次の(1)に、(2)、(3)及び(4)に掲げる数値を乗じた額 (1) 基本額 算式アにより計算した額。また、加算対象人数は、算式イにより計算した人数 <算式ア> 加算対象人数×6, 130円×賃金改善実施期間の月数 <算式イ> 基礎職員数※×2／3－基礎職員数※×1／5 ※基礎職員数は、国処遇改善等加算通知第4の3（1）の基礎職員数 (2) キャリアパス要件 ① 別表3の要件に適合する場合は、1. 0 ② 別表3の要件に適合しない場合は、0 (3) 財務情報等の公表 ① 財務情報等を作成し、区長に提出するとともに、当該補助対象施設・事業の全ての利用者及び職員に対し、分かりやすい方法により公表する場合は、1. 0 ② ①以外の場合は、0 (4) 情報公開等の取組 ① 備考5(1)から(3)までに掲げる要件のいずれにも適合する場合は、1. 0 ② ①以外の場合は、0. 5
6 居宅訪問型保育事業 定期利用保育事業及び一時預かり事業（緊急一時預かり）	次の(1)に、(2)、(4)及び(5)に掲げる数値を乗じた額 ただし、定期利用保育事業（専用施設）は、次の(1)に、(2)、(3)、(4)及び(5)に掲げる数値を乗じた額 (1) 基本額 別表2に定める年齢別・定員別単価に、当該年齢区分に応じた各月初日の在籍児童数（一時預かり事業（緊急一時預かり）は定員数）を乗じて得た額の合計額 (2) キャリアパス要件 ① 別表3の要件に適合する場合は、1. 0 ② 別表3の要件に適合しない場合は、0 (3) 福祉サービス第三者評価の要件 ① 3年（補助対象期間が属する年度及び直前の過去2か年度）に一度以上、福祉サービス第三者評価の受審・結果の公表を実施している場合は、1. 0

	② ①以外の場合は、0.5 (4) 財務情報等の公表 ① 財務情報等を作成し、区長に提出するとともに、当該補助対象施設・事業の全ての利用者及び職員に対し、分かりやすい方法により公表する場合は、1.0 ② ①以外の場合は、0 (5) 情報公開等の取組 ① 備考5の(1)から(3)までに掲げる要件の全てに適合する場合は、1.0 ② ①以外の場合は、0.5
7 事業所内保育事業（ただし、2 キャリアアップ補助金Ⅱは、定員6人以上が対象）	1 キャリアアップ補助金Ⅰ 次の(1)に、(2)、(3)及び(4)に掲げる数値を乗じた額 (1) 基本額 ① 従業員枠の児童 別表2に定める単価に、当該区分に応じた各月初日の従業員枠の在籍児童数（ただし、墨田区に居住する者のみ）を乗じて得た額の合計額に、100分の84を乗じて得た額 ② 地域枠の児童 別表2に定める単価に、当該区分に応じた各月初日の地域枠の在籍児童数（ただし、墨田区に居住する者のみ）を乗じて得た額の合計額 (2) キャリアパス要件 ① 別表3の要件に適合する場合は、1.0 ② 別表3の要件に適合しない場合は、0 (3) 財務情報等の公表 ① 財務情報等を作成し、区長に提出するとともに、当該補助対象施設・事業の全ての利用者及び職員に対し、分かりやすい方法により公表する場合は、1.0 ② ①以外の場合は、0 (4) 情報公開等の取組 ① 備考5の(1)から(3)までに掲げる要件の全てに適合する場合は、1.0 ② ①以外の場合は、0.5 2 キャリアアップ補助金Ⅱ

	次の(1)に、(2)、(3)及び(4)に掲げる数値を乗じた額 (1) 基本額 ① 従業員枠の児童 算式Aにより計算した額。また、加算対象人数は、算式Bにより計算した人数 <算式A> 加算対象人数× 6, 130円×賃金改善実施期間の月数×従業員枠の在籍児童数（ただし、墨田区に居住する者のみ）／在籍している全ての在籍児童数 × 84／100 <算式B> 基礎職員数※×2／3－基礎職員数※×1／5 ※基礎職員数は、国処遇改善等加算通知第4の3（1）の基礎職員数 ② 従業員枠以外の児童 算式Aにより計算した額。また、加算対象人数は、算式Bにより計算した人数 <算式A> 加算対象人数× 6, 130円×賃金改善実施期間の月数×従業員枠以外の在籍児童数／在籍している全ての在籍児童数 <算式B> 基礎職員数※×2／3－基礎職員数※×1／5 ※基礎職員数は、国処遇改善等加算通知第4の3（1）の基礎職員数 (2) キャリアパス要件 ① 別表3の要件に適合する場合は、1. 0 ② 別表3の要件に適合しない場合は、0 (3) 財務情報等の公表 ① 財務情報等を作成し、区長に提出するとともに、当該補助対象施設・事業の全ての利用者及び職員に対し、分かりやすい方法により公表する場合は、1. 0 ② ①以外の場合は、0 (4) 情報公開等の取組 ① 備考5の(1)から(3)までに掲げる要件のいずれにも適合する場合は、1. 0 ② ①以外の場合は、0. 5
--	--

8 病児保育事業	次の(1)に、(2)、(3)及び(4)に掲げる数値を乗じた額 (1) 基本額 別表2に定める単価に、当該区分に応じた各月初日の定員数を乗じて得た額の合計額 (2) キャリアパス要件 ① 別表3の要件に適合する場合は、1. 0 ② 別表3の要件に適合しない場合は、0 (3) 財務情報等の公表 ① 財務情報等を作成し、区長に提出するとともに、当該補助対象施設・事業の全ての利用者及び職員に対し、分かりやすい方法により公表する場合は、1. 0 ② ①以外の場合は、0 (4) 情報公開等の取組 ① 備考5の(1)から(3)までに掲げる要件の全てに適合する場合は、1. 0 ② ①以外の場合は、0. 5
----------	---

備考

1 定員

認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、定期利用保育事業及び一時預かり事業（緊急一時預かり）並びに事業所内保育事業の定員は、利用定員とする。認証保育所の定員は、東京都認証保育所事業実施要綱2（3）に定める定員とする。

なお、定期利用保育事業における「各月初日の在籍児童数」は、毎月初日時点の登録児童数が1日当たりの定員を超える場合は1日当たりの定員とし、1日当たりの定員と同数又は下回る場合は各月初日の登録児童数とする。また、一時預かり事業（緊急一時預かり）については緊急一時預かりに係る利用定員とし、緊急一時預かりに係る利用定員を定めていない場合は緊急一時預かりに係る毎月初日時点の登録児童数と一時預かり事業の利用定員との少ない方の人数を定員とする。

認定こども園の定員は、2号認定及び3号認定の定員の合計とする。

2 福祉サービス第三者評価の要件

福祉サービス第三者評価（「東京都における福祉サービス第三者評価（指針）の改正について（平成24年9月7日24福保指指第638号）」に規定するものをいう。以下同じ。）を受審し、その結果を公表することとする。

なお、福祉サービス第三者評価の要件が適用される施設・事業のうち、新たにこの補助を受ける施設については、新たに補助を受ける年度から3年に1回以上、福祉サービス第三者評価の受審・結果の公表を実施した場合に、（3）福祉サービス第三者評価の要件①に該当するものとして取り扱う。新たに補助を受ける年度の翌年度までは未実施であっても（3）福祉サービス第三者評価の要件①に該当するものとし、初回の実施後

は（３）福祉サービス第三者評価の要件①及び②のとおりとする。

ただし、年度の途中（４月２日以降）に開設し、当該年度から補助を受ける施設については、新たに補助を受ける年度の翌年度から３年に一度以上、福祉サービス第三者評価の受審・結果の公表を実施した場合に、（３）福祉サービス第三者評価の要件①に該当するものとして取り扱う。新たに補助を受ける年度の翌々年度までは未実施であっても（３）福祉サービス第三者評価の要件①に該当するものとし、初回の実施後は（３）福祉サービス第三者評価の要件①及び②のとおりとする。

３ 子育て支援員研修の受講要件

補助対象年度に、東京都子育て支援員研修事業実施要綱（平成２７年５月２９日２７福保子計第２４９号）で定める５（２）ア及びイ(イ)のうち「地域保育コース」の「地域型保育」に係る受講の計画を策定し、受講した職員（以下「子育て支援員研修修了者」という。）を少なくとも１人以上配置することとする。ただし、東京都認証保育所事業実施要綱７（１）ウにより算出した総所要保育従事職員が全て常勤有資格者である場合又は総所要保育従事職員のうち常勤有資格者以外の職員が全て子育て支援員研修修了者である場合は、この限りではない。

４ 財務情報等の公表

交付決定者は、別に定めるところにより、事業実施年度の施設運営に係る財務情報等を作成し、区長に提出するとともに、当該補助対象施設・事業の全ての利用者及び職員に対し、分かりやすい方法により公表するものとする。

５ 情報公開等の取組に係る要件

（１）モデル賃金等のホームページによる公表

交付決定者は、別に定めるところにより、補助対象施設・事業に勤務する職員に係るモデル賃金等を作成し、区長に提出するとともに、広く一般に公表しなければならない。

ただし、第２条第１項第２号ア及び第４号に該当する事業を除く。

（２）財務情報等のホームページによる公表

交付決定者は、前項により作成した財務情報等の公表様式について、別に定めるところにより、広く一般に公表しなければならない。

（３）非常勤職員（教育・保育従事者）の賃金改善

交付決定者は、第７条第１項により受領した補助金（別表１に定めるキャリアアップ補助金Ⅱによる交付額を除く。）について、補助対象施設・事業に勤務する非常勤職員（教育・保育従事者）の賃金改善に要する経費に充てなければならない。

ただし、補助対象施設・事業に非常勤職員（教育・保育従事者）がいない場合は、当該要件に適合しているとみなす。

６ 従業員枠

事業所内保育事業の利用定員のうち、児童福祉法第６条の３第１２項第１号イに規定する「事業主がその雇用する労働者」又は「事業主から委託を受けて当該事業主が雇用する労働者」規定する「事業主団体がその構成員である事業主の雇用する労働者」又は「事業主団体から委託を受けてその構成員である事業主の雇用する労働者」及び同号ハに規定する「地方公務員等共済組合法（昭和３７年法律第１５２）、同号ロに号）の規定に基づく共済組合その他の内閣府令で定める組合（以下「共済組合等」という。）が、当該共済組合等の構成員として内閣府令で定める者（以下「共

済組合等の構成員」という。）」又は「共済組合等から委託を受けて当該共済組合等の構成員」の監護する児童が利用する定員枠をいう。

7 地域枠

事業所内保育事業の利用定員のうち、従業員枠以外の定員枠をいう。

8 年齢区分

別表2に定める年齢区分は、「年度の初日の前日における満年齢」により区分する。

なお、子ども・子育て支援法第28条第1項第1号に規定する特例施設型給付費の支給対象児童及び同法第30条第1項第1号に規定する特例地域型保育給付費の支給対象児童については、教育・保育給付認定後の認定区分に応じて区分し、同項第3号に規定する特例地域型保育給付費の支給対象児童については、別表2の4（1）、5（1）、（2）、（3）及び6において、「特例給付対象児」として区分する。

別表2 墨田区保育士等キャリアアップ補助金Ⅰ 単価表 (児童1人当たり月額)

1 認可保育所

定員区分	認定区分	年齢区分	単価(円)
20人	2号	4歳以上児	12,880
		3歳児	13,860
	3号	1、2歳児	21,280
		乳児	31,920
21人から30人まで	2号	4歳以上児	9,380
		3歳児	10,360
	3号	1、2歳児	17,780
		乳児	28,420
31人から40人まで	2号	4歳以上児	7,700
		3歳児	8,680
	3号	1、2歳児	16,100
		乳児	26,740
41人から50人まで	2号	4歳以上児	7,420
		3歳児	8,400
	3号	1、2歳児	15,820
		乳児	26,460
51人から60人まで	2号	4歳以上児	6,440
		3歳児	7,420
	3号	1、2歳児	14,840
		乳児	25,480
61人から70人まで	2号	4歳以上児	5,880
		3歳児	6,860
	3号	1、2歳児	14,280
		乳児	24,920
71人から80人まで	2号	4歳以上児	5,460
		3歳児	6,440
	3号	1、2歳児	13,860
		乳児	24,500
81人から90人まで	2号	4歳以上児	5,040
		3歳児	6,020
	3号	1、2歳児	13,440
		乳児	24,080
91人から100人まで	2号	4歳以上児	4,200
		3歳児	5,180
	3号	1、2歳児	12,600
		乳児	23,240
101人から110人まで	2号	4歳以上児	4,060
		3歳児	5,040
	3号	1、2歳児	12,460
		乳児	23,100
111人から120人まで	2号	4歳以上児	3,920
		3歳児	4,900
	3号	1、2歳児	12,320
		乳児	22,960
121人から130人まで	2号	4歳以上児	3,780
		3歳児	4,760
	3号	1、2歳児	12,180
		乳児	22,820
131人から140人まで	2号	4歳以上児	3,640
		3歳児	4,620
	3号	1、2歳児	12,040
		乳児	22,680
141人から150人まで	2号	4歳以上児	3,500
		3歳児	4,480
	3号	1、2歳児	11,900
		乳児	22,540
151人から160人まで	2号	4歳以上児	3,500
		3歳児	4,480
	3号	1、2歳児	11,900
		乳児	22,540
161人から170人まで	2号	4歳以上児	3,500
		3歳児	4,480
	3号	1、2歳児	11,900
		乳児	22,540
171人以上	2号	4歳以上児	3,360
		3歳児	4,340
	3号	1、2歳児	11,760
		乳児	22,400

4 (1) 家庭の保育事業

年齢区分	単価(円)
特例給付対象児	22,680
乳児、1、2歳児	22,680

4 (2) 家庭の保育事業(都制度)

年齢区分	単価(円)
乳児、1、2歳児	22,680

5 (1) 小規模保育事業(A型)

定員区分	年齢区分	単価(円)
6人から 12人まで	特例給付対象児	22,120
	1、2歳児	22,120
	乳児	32,620
13人から 19人まで	特例給付対象児	17,780
	1、2歳児	17,780
	乳児	28,280

5 (1) 小規模保育事業(B型)

定員区分	年齢区分	単価(円)
6人から 12人まで	特例給付対象児	18,620
	1、2歳児	18,620
	乳児	26,880
13人から 19人まで	特例給付対象児	14,840
	1、2歳児	14,840
	乳児	23,100

5 (1) 小規模保育事業(C型)

定員区分	年齢区分	単価(円)
6人から 10人まで	特例給付対象児	20,580
	乳児、1、2歳児	20,580
11人から 15人まで	特例給付対象児	19,180
	乳児、1、2歳児	19,180

5 (2) 居宅訪問型保育事業

年齢区分	単価(円)
特例給付対象児	67,340
乳児、1、2歳児	67,340

5 (3) 定期利用保育事業及び一時預かり事業(緊急一時預かり)

定員区分	年齢区分	単価(円)
20人まで	4歳以上児	9,380
	3歳児	10,360
	1、2歳児	17,780
	乳児	28,420
21人から 30人まで	4歳以上児	7,000
	3歳児	7,980
	1、2歳児	15,400
	乳児	26,040
31人から 40人まで	4歳以上児	5,880
	3歳児	6,860
	1、2歳児	14,280
	乳児	24,920
41人から 50人まで	4歳以上児	6,020
	3歳児	7,000
	1、2歳児	14,420
	乳児	25,060

6 事業所内保育事業 (小規模保育事業A型基準適用)

定員区分	年齢区分	単価(円)
5人まで	特例給付対象児	38,220
	1、2歳児	38,220
	乳児	48,720
6人から 12人まで	特例給付対象児	22,120
	1、2歳児	22,120
	乳児	32,620
13人から 19人まで	特例給付対象児	17,780
	1、2歳児	17,780
	乳児	28,280

6 事業所内保育事業 (小規模保育事業B型基準適用)

定員区分	年齢区分	単価(円)
5人まで	特例給付対象児	32,900
	1、2歳児	32,900
	乳児	41,160
6人から 12人まで	特例給付対象児	18,620
	1、2歳児	18,620
	乳児	26,880
13人から 19人まで	特例給付対象児	14,840
	1、2歳児	14,840
	乳児	23,100

6 事業所内保育事業 (定員20人以上)

定員区分	年齢区分	単価(円)
20人から 30人まで	特例給付対象児	17,780
	1、2歳児	17,780
	乳児	28,420
31人から 40人まで	特例給付対象児	16,100
	1、2歳児	16,100
	乳児	26,740
41人から 50人まで	特例給付対象児	15,820
	1、2歳児	15,820
	乳児	26,460
51人から 60人まで	特例給付対象児	14,840
	1、2歳児	14,840
	乳児	25,480
61人から	特例給付対象児	14,280
	1、2歳児	14,280
	乳児	24,920

7 病児保育事業 (病児対応型、病後児対応型)

定員数	単価(円)
2人	42,100
3人	28,100
4人	21,000
5人	24,700
6人	20,600
7人	17,600
8人	20,300
9人	18,100
10人以上	16,300

別表3 キャリアパス要件

第1 キャリアパス要件

次の1及び2のいずれにも適合すること又は「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」(令和7年4月11日付けこ成保296、7文科初第250号こども家庭庁成育局長、文部科学省初等中等教育局長通知。以下「国処遇改善等加算通知」という。)に基づく処遇改善等加算区分3(以下「処遇改善等加算区分3」という。)を受けていること。

1 次に掲げる要件の全てに適合すること。

- (1) 施設・事業所職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件(施設・事業所職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。
- (2) 前号に掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系(一時金等の臨時的に支払われるものを除く。)を定めていること。
- (3) 前2号の内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての職員(非常勤職員及び法人の役員等を兼務している職員を含む。)に周知していること。

2 次に掲げる要件の全てに適合すること。

- (1) 施設・事業所職員の職務内容等を踏まえ、施設・事業所職員と意見を交換しながら、資質向上の目標並びに次のア及びイに掲げる具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修(通常業務中に行う研修を除く。以下同じ。)の実施又は研修の機会を確保していること。

ア 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、そのフィードバックを行うこと。

イ 幼稚園教諭免許状・保育士資格等を取得しようとする者がいる場合は、資格取得のための支援(例えば、研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、交通費、受講料等の費用負担の援助等)を実施すること。

- (2) 前号について、全ての施設・事業所職員に周知していること。

第2 キャリアパス要件届出書の提出

1 第2条第1項第1号及び第2号に該当する施設・事業

補助対象施設・事業所は、国処遇改善等加算通知第3の1(1)に基づき、区長が別に定める時期までに、キャリアパス要件届出書を提出すること又は処遇改善等加算区分3を受けていること。

2 第2条第1項第3号、第4号、第5号及び第6号に該当する施設・事業

キャリアパス要件届出書(別表3第1号様式)を、この補助金の交付申請時に申請書類とあわせて、区長に提出すること。

なお、上記第1の内容を満たし、キャリアパス要件届出書を区に提出していることをもって、要件に適合したものとする。また、補助対象者が過年度にキャリアパス要件届出書を提出している場合において、その内容に変更がないときは、その提出を省略することができる。

別表4 交付対象経費

第1 交付対象経費（キャリアアップ補助金I）

1 賃金改善実施期間は、4月から翌年3月までとする。

なお、年度の途中で子ども・子育て支援法による確認を受けた補助対象施設・事業については、同法による確認を受けたときから直近の3月までとし、年度の途中に開設した第2条第1項第3号、第4号、第5号及び第6号の施設・事業については、開設したときから直近の3月までとする。また、年度の途中で廃止した補助対象施設・事業については、廃止した日までの期間により算定する。

2 賃金改善の対象となる職員については、その職種にかかわらず、補助対象施設・事業に勤務する職員（非常勤職員及び法人の役員等を兼務している職員を含む。以下同じ。）とすること。

なお、法人の役員を兼務している職員については、このキャリアアップ補助金Iを役員報酬に充ててはならない。

また、賃金改善を実施する職員の範囲については、各補助対象施設・事業の実情に応じて決定するものとする。

3 このキャリアアップ補助金Iでの賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額の計算に当たっては、補助対象施設・事業の賃金改善方法等に応じた適切な方法によること。

4 賃金改善の実施に要した費用の総額は、第2条第1項第1号及び第2号に該当する施設及び事業に応じた職員の賃金水準（退職手当、国処遇改善等加算通知に定める基準年度の処遇改善等加算の加算額及び施設独自の改善額を除く、基準年度における職員の支払賃金の総額）に対して改善するものであること。この場合において、第2条第1項第1号及び第2号に該当する施設又は事業については、補助前年度の賃金水準（この補助金による賃金を除き、当該年度に施設・事業所がない場合は、地域又は同一の設置者又は事業者における当該年度の賃金水準との均衡が図られていると認められる賃金水準とする。）に対して改善すること。

5 このキャリアアップ補助金Iの交付を受けた補助対象施設・事業所は、この補助金の賃金改善に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、この補助金の使途が分かる形で適切に管理すること。また、当該帳簿及び証拠書類は、実績報告後5年間保管しておかなければならない。

6 賃金改善の実施により、当該賃金改善を行う給与の項目以外の給与水準を低下させてはならない。ただし、業績に応じて変動することと

されている賞与等が当該要因により変動した場合についてはこの限りでない。

7 賃金増加分に対する実際の支払いの時期については、月ごとの支払いのほか一括して支払うことも可能とし、各補助対象施設・事業の実情に応じた方法によるものとする。

8 国処遇改善等加算通知に基づく処遇改善等加算区分1・区分2・区分3及びその他賃金改善に係る補助金等により賃金改善を行った経費は、この補助金の交付対象経費に含めることはできない。

第2 交付対象経費（キャリアアップ補助金Ⅱ）

1 賃金改善実施期間は、4月から翌年3月までとする。

なお、年度の途中に子ども・子育て支援法による確認を受けた施設・事業所については、子ども・子育て支援法による確認を受けたときから直近の3月までとする。

また、年度の途中に開設した要綱第2項第3号、第4号、第5号及び第6号の各施設・事業所については、開設したときから直近の3月までとする。

2 賃金改善の対象となる職員は、その職種にかかわらず、補助対象施設・事業に勤務する職員のうち、次に掲げる要件を満たす職員（以下「職務分野別リーダー等」という。）とする。

なお、処遇改善等加算区分3及び技能・経験に着目した加算を基に、賃金改善を受けている職員については、キャリアアップ補助金Ⅱによる賃金改善の対象外とする。また、法人の役員を兼務している職員については、このキャリアアップ補助金Ⅱを役員報酬に充ててはならない。

(1) 職務分野別リーダー若しくは若手リーダー又はこれに相当する職位の発令若しくは務命令を受けていること。

(2) 概ね3年以上の経験年数を有すること。

(3) 「乳児保育」「幼児教育」「障害児保育」「食育・アレルギー」「保健衛生・安全対策」「保護者支援・子育て支援」のいずれかの分野（若手リーダー又はこれに相当する職位については、これに準ずる分野や園運営に関する連絡調整等）を担当するとともに、処遇改善等加算区分3及び技能・経験に着目した加算に係る各施設・事業所ごとの研修受講要件を満たすこと。

3 キャリアアップ補助金Ⅱは、職務分野別リーダー等に対し、役職手当、職務手当等職位、職責又は職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当又は基本給により賃金の改善を行うこととし、各施設・事業所においてその名称、内訳等を明確に管理すること。

4 キャリアアップ補助金Ⅱによる職務分野別リーダー等に対する賃金の改善額は、原則として月額5,000円とする。ただし、各施設における給与水準のバランス等を踏まえて必要な場合には、月額5,000円以上40,000円未満の改善額とすることも可能とする（事業所内保育事業については、補助額に応じた賃金改善額とする）。この場合、処遇改善等加算区分3の副主任保育士等に対する加算を基とした賃金改善額のうち最も低い額を超えない範囲で行うこと。認証保育所については、原則として月額2,500円とする。ただし、各施設における給与水準のバランス等を踏まえて必要な場合には、月額2,500円以上の改善額とすることも可能とする。この場合、技能・経験に着目した加算の第3職層に対する加算を基とした賃金改善額のうち最も低い額を超えない範囲で行うこと。

5 このキャリアアップ補助金Ⅱでの賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額の計算に当たっては、各施設の賃金改善方法等に応じた適切な方法によること。

6 キャリアアップ補助金Ⅱの交付を受けた施設は、キャリアアップ補助金Ⅱの賃金改善に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、この補助金の使途がわかる形で適切に管理すること。また、当該帳簿及び証拠書

類は実績報告後5年間保管しておかなければならない。

- 7 賃金改善の実施により、当該賃金改善を行う給与の項目以外の給与水準を低下させてはならない。ただし、業績に応じて変動することとされている賞与等が当該要因により変動した場合についてはこの限りでない。
- 8 処遇改善等加算区分1・区分2・区分3及びその他賃金改善に係る補助金等により賃金改善を行った経費は、この補助金の交付対象経費に含めることはできない。

第3 賃金改善実績の報告

交付決定者は、区長の求めに応じて、賃金改善の実績を書面により報告しなければならない。

墨田区保育サービス推進事業補助金交付要綱

平成28年3月1日
27墨福字第1933号

(目的)

第1条 この要綱は、地域の実情に応じた特別保育事業及び地域子育て支援事業を推進する取組を行う事業者に対し、その取組に要する費用の一部を補助することにより、保育サービスの質の向上を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、国又は地方公共団体以外の者で、区内において第1号に掲げる施設を設置し、又は区内において第2号（同号ウ及びエを除く。）に掲げる事業若しくは都内において区内に居住する児童が利用する同号ウ若しくはエに掲げる事業を行うものとする。

(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条の規定により墨田区の確認を受け、適正な運営が確保されている、次のいずれかに該当する施設

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所（以下「認可保育所」という。）。ただし、東京都保育サービス推進事業補助金交付要綱（平成27年3月16日26福保子保第2961号）の交付対象施設を除く。

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園

(2) 子ども・子育て支援法第43条の規定による確認を受け、適正な運営が確保されている次のいずれかに該当する事業

ア 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業

イ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業

ウ 児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業

エ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業

オ とうきょう すくわくプログラム推進事業実施要綱（令和6年3月29日付5子企第676号）に基づくとうきょうすくわくプログラム推進事業

2 前項の規定にかかわらず、次に該当する事業者は交付の対象としない。

(1) 墨田区暴力団排除条例（平成24年墨田区条例第37号）第2条第1号に規定する暴力団であるもの

(2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が、墨田区暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者であるもの

3 区長は、補助対象者が設置する施設、又は実施する事業が次の各号に該当する場合は、当該行為が補助に係る施設又は事業に関するものであるかどうかにかかわらず、補助金の一部又は全部を交付しないことができる。

(1) 児童福祉法、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、子ども・子育て支援法又はこれらの法律に基づく命令に違反したもの

(2) 社会福祉法その他の法律の規定に基づき国の行政機関の長又は地方公共団体の長が実

施する指導検査において、度重なる行政指導（文書による指導に限る。）を受けたにもかかわらず、改善しないもの又は改善の見込みがないもの

（交付対象経費）

第3条 この補助金の交付対象となる経費は、前条第1項に規定する施設又は事業（以下「補助対象施設・事業」という。）に係る運営費とする。

（補助金額の算定方法）

第4条 この補助金の交付額は、次の各号の規定により算出した額の合計額（1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）とする。

（1）次のアからウまでに掲げる種別ごとに、当該アからウまでに定める額の合計額と交付対象経費の実支出額とを比較して、いずれか少ない方の額

ア 特別保育事業等推進加算 別表1に掲げる加算項目のうち該当するものについて、同表に示す算定基準により、算定した額

イ 地域子育て支援推進加算 別表2に掲げる加算項目のうち該当するものについて、同表に示す算定基準により、算定した額

ウ 第三者評価受審費加算 別表3に掲げる加算項目のうち該当するものについて、同表に示す算定基準により、算定した額

（2）別表4 とうきょう すくわくプログラム推進事業に掲げる加算項目のうち該当するものについて、同表に示す算定基準により、算定した額と補助対象経費の実支出額とを比較して、いずれか少ない方の額

（交付申請）

第5条 この補助金の交付を受けようとする補助対象者は、墨田区保育サービス推進事業補助金交付申請書（第1号様式）に必要な書類を添付して、別に指定する日までに区長に提出するものとする。

（交付決定）

第6条 区長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請書の内容を審査し、適当と認めたときは、墨田区保育サービス推進事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、当該申請者（以下「交付決定者」という。）に通知するものとする。

（実績報告）

第7条 交付決定者は、補助金の交付に係る第2条第1項第1号に規定する施設の運営に関する事業又は同項第2号に規定する事業（以下「補助事業」という。）が完了したとき又は補助金の交付に係る会計年度が終了したときは、墨田区保育サービス推進事業補助金実績報告書（第3号様式）に必要な書類を添付して、別に指定する日までに区長に提出するものとする。

（額の確定）

第8条 区長は、前条の規定により提出された実績報告を審査し、適当と認めた場合は、第6条の規定より交付を決定した金額の範囲内で交付すべき補助金額を確定し、墨田区保育サービス推進事業補助金交付額確定通知書（第4号様式）により、交付決定者に通知する。

（請求）

第9条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、墨田区保育サービス推進事業補助金交付請求書（第5号様式）を、区長に提出するものとする。

（交付）

第10条 区長は、前条の規定による請求を受けた場合はその内容を確認し、適当と認めた場合は請求者の指定口座に補助金を振り込む。

(交付の条件)

第11条 この補助金は、次の条件を付して交付する。

(1) 事情変更による決定の取消し等

区長は、交付の決定の後においても、事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(2) 事故報告等

交付決定者は、補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由及び状況を書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

(3) 状況報告

交付決定者は、区長の求めに応じて、補助事業の遂行の状況に関し書面により報告しなければならない。

(4) 遂行命令及び遂行の一時停止命令

ア 区長は、交付決定者が提出する報告又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業がこの補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、交付決定者に対しこれらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずる。

イ 交付決定者が前記の命令に違反したときは、区長は、交付決定者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

(5) 決定の取消し

区長は、交付決定者が次のいずれかに該当した場合は、この交付の決定の全部又は一部を取り消す。

ア 偽り或其他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ その他この交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの交付の決定に基づく命令に違反したとき。

(6) 補助金の返還

区長は、第1号又は前号の規定によりこの交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

(7) 違約加算金及び延滞金

ア 交付決定者は、前号の規定により、補助金の返還を命じられたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の受領額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

イ 交付決定者は、補助金の返還を命じられたにもかかわらず、これを納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じその未納額に

つき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

(8) 違約加算金の計算

前号の規定により交付決定者が納付した違約加算金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(9) 延滞金の計算

第7号イの規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(10) 他の補助金等の一時停止等

区長は、交付決定者に対し、補助金の返還を命じ、交付決定者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、交付決定者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺することができる。

(11) 財産処分制限

ア 交付決定者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、平成20年厚生労働省告示第384号に定める期間を経過するまで、区長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、廃棄・交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

イ 区長は、アの規定により、交付決定者が区長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を区に納付させることができる。

ウ 交付決定者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産については、善良な管理の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(12) 補助対象施設・事業の運営上の留意事項

交付決定者は、補助対象施設・事業の運営に当たっては、補助対象施設・事業の運営に係る関係法令等に留意し、遵守しなければならない。

(13) 財務情報等の公表

交付決定者は、事業実施年度の当該補助対象施設・事業に係る財務情報等を、区長に報告するとともに、当該補助対象施設・事業の全ての利用者及び職員に対し、分かりやすい方法により公表しなければならない。

(14) 帳簿及び関係書類の整理保管

交付決定者は、別に定める施設に備える書類、補助事業に係る収入及び支出を記載した帳簿その他の関係書類を当該事業完了後5年間整理保管しなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に関し必要な事項は、子ども・子育て支援部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

別表1

1 特別保育事業等推進加算

算定に当たっての留意事項

加算項目		加算項目の対象		対象児童数	利用者 一人当たり	単価(円)	算定方法	補助対象施設・事業	認定こども園	居宅訪問 型保育事業	事業内保 育事業		
1	零歳児保育対策 実施かつ産休明 け保育	実施	零歳児保育対策実施施設・事業でかつ 産休明け保育実施施設・事業	毎月初日 零歳児在籍数	月額	13,930	単価×延べ零歳児在籍数	認可保育所 認定こども園 小規模保育事業 事業所内保育事業	2、3号認定のみ	別表1別 紙参照			
2		未実施	零歳児保育対策実施施設・事業でかつ 産休明け保育未実施施設・事業	毎月初日 零歳児在籍数	月額	7,150	単価×延べ零歳児在籍数		2、3号認定のみ				
3	零歳児の延長保育	零歳児の1時間以上の延長保育事業を 実施している施設・事業		30分を超える 毎月平均利用 零歳児数	月額	17,200	単価×各月の平均対象児 童数の合計	認可保育所 認定こども園 家庭的保育事業 小規模保育事業 事業所内保育事業	2、3号認定のみ				
4	延長保育事業	2時間・3時間延長	延長保育事業実施施設・事業のうち2時 間・3時間延長を実施している施設・事業	1時間30分を超える毎月 平均利用児童数 (5・4時間以上延長に該 当する児童を除く。)	月額	10,610	単価×各月の平均対象児 童数の合計		2、3号認定のみ				
5		4時間以上延長	延長保育事業実施施設・事業のうち4時 間以上延長を実施している施設・事業	3時間30分を超える毎月 平均利用児童数	月額	11,060	単価×各月の平均対象児 童数の合計						
6	病児・病後児保育事業	病児・病後児保育事業実施施設・事業 (体調不良児対応型を除く。)		延べ 利用児童数	件数払い	6,800	単価×延べ利用児童数	認可保育所 認定こども園 小規模保育事業(A型、B型 のみ) 事業所内保育事業	在園児以外				
7	休日保育	休日保育実施施設・事業		延べ 利用児童数	件数払い	4,160	単価×延べ利用児童数	認可保育所 認定こども園 小規模保育事業(A型、B型) 事業所内保育事業 居宅訪問型保育事業	2、3号認定+他 の保育サービス利 用児童				
8	一時預かり事業・ 定期利用保育事 業	4時間未満	一時預かり事業実施施設・事業 定期利用保育事業実施施設・事業	延べ 利用児童数	件数払い	1,460	単価×延べ利用児童数	認可保育所 認定こども園 家庭的保育事業 小規模保育事業 事業所内保育事業	在園児以外				
9		4時間以上	一時預かり事業実施施設・事業 定期利用保育事業実施施設・事業	延べ 利用児童数	件数払い	2,920	単価×延べ利用児童数						
10	障害児保育	特児対象	障害児保育実施施設・事業(特別児童扶 養手当支給対象児を受入れ)	毎月初日 対象児童数	月額	45,000	単価×延べ対象児童数	認可保育所 認定こども園 家庭的保育事業 小規模保育事業 事業所内保育事業	2、3号認定のみ				
11		その他(知的)	障害児保育実施施設・事業(その他の障 害児のうち、知的障害児を受入れ)	毎月初日 対象児童数	月額	38,000	単価×延べ対象児童数						
12		その他(身体)	障害児保育実施施設・事業(その他の障 害児のうち、身体障害児を受入れ)	毎月初日 対象児童数	月額	31,000	単価×延べ対象児童数						
13	分園設置	分園を設置している施設・事業		毎月初日 分園在籍 児童数	月額	4,520	単価×延べ在籍児童数(分 園)	認可保育所 認定こども園	2、3号認定のみ			墨田区に 居住する児 童が利用す る事業が対 象となり、対 象児童数は 墨田区に居 住する児童 のみとする。	別表1別 紙参照
14	アレルギー児対応	アレルギー児対応として、医師の指示書 に基づき、除去食・代替食を実施してい る施設・事業		毎月初日 対象児童数	月額	22,000	単価×延べ対象児童数	認可保育所 認定こども園 家庭的保育事業 小規模保育事業 事業所内保育事業	2、3号認定のみ				
15	夜間保育	夜間保育実施施設・事業		毎月初日 在籍児童数	月額	4,070	単価×延べ在籍児童数	認可保育所 認定こども園 小規模保育事業(A型、B型) 事業所内保育事業 居宅訪問型保育事業	2、3号認定のみ				
16	零歳児保育	(区市部・小規模)	「区市部において零歳児保育を実施して いる定員60人以下の施設・事業」又は 「零歳児保育を実施している定員60人 以下の事業」 [加算対象事業1又は2実施施設・事業 は除く。]	毎月初日 零歳児在籍数	月額	4,770	単価×延べ零歳児在籍数	認可保育所 認定こども園 家庭的保育事業 小規模保育事業 事業所内保育事業	2、3号認定のみ				
17		(町村部)	「町村部において零歳児保育を実施して いる施設・事業」 [加算対象事業1実施施設・事業は除く]	毎月初日 零歳児在籍数	月額	10,170	単価×延べ零歳児在籍数		2、3号認定のみ				
18	延長保育事業(町村部)	町村部において延長保育事業を実施して いる施設・事業		15分以上の平均利用児 童数	月額	10,170	単価×各月の平均対象児 童数の合計	認可保育所 認定こども園 家庭的保育事業 小規模保育事業 事業所内保育事業 居宅訪問型保育事業	2、3号認定のみ				
19	育児困難家庭への支援	育児困難家庭の児童を受け入れ、関係 機関と連携して当該家庭を支援する施設・事業		毎月初日 対象児童数	月額	30,000	単価×延べ対象児童数	認可保育所 認定こども園 家庭的保育事業 小規模保育事業 居宅訪問型保育事業 事業所内保育事業	2、3号認定のみ				
20	外国人児童受入れ	両親、父又は母が外国人である児童を受け 入れ、当該家庭の言語・習慣・食事等 に特別な対応を行う施設・事業		毎月初日 対象児童数	月額	9,000	単価×延べ対象児童数	認可保育所 認定こども園 家庭的保育事業 小規模保育事業 事業所内保育事業	2、3号認定のみ				
21	年末年始保育	12/29～1/3のうち2日以上開所する施設・事業		12/29～1/3の延べ利用児 童数	件数払い	9,800	単価×延べ対象児童数	認可保育所 認定こども園 小規模模型保育事業(A型、B型) 居宅訪問型保育事業 事業所内保育事業	2、3号認定+他 の保育サービス利 用児童				

備考

- 4時間以上延長を実施している施設・事業において、1時間30分超3時間30分以下の延長保育を利用した児童については、2時間・3時間延長の対象児童として4により算定する。
- 町村部において零歳児保育特別対策事業を実施している施設・事業においては、産休明け保育実施の場合は1、未実施の場合は17により算定する。
- 町村部における延長保育事業については、2時間以上延長を実施している場合4又は5により算定し、4又は5に該当しない児童で15分以上の延長保育を利用した児童については18により算定する。
- この表における用語の定義は、次のとおりとする。
 - 「零歳児」とは、補助対象施設・事業において保育を行う児童のうち、当該保育の実施がとられた年度の初日の前日(前年度から引き続き保育の実施がとられている児童については事業実施年度の初日の前日)において、1歳に満たない児童をいい、その児童が年度の途中で、1歳に達した場合においても、その年度中に限り零歳児とみなす。
 - 「産休明け保育」とは、補助対象施設・事業の入所月齢を生後7日以前からとしていることをいう。
 - 「零歳児保育対策」とは、零歳児保育の充実を図るため、補助対象施設・事業において、次の要件を満たして行う対策をいう。
 - 取組人員
零歳児の取扱人員が、1補助対象施設・事業当たり9人以上(取扱人員が9人未満であっても地域の保育需要を満たすと判断する場合は、6人以上)であること。ただし、4時間以上の延長保育を実施する補助対象施設・事業においては、1補助対象施設・事業当たり5人以上とする。
 - 運営
(ア) 保健師等により零歳児の異常の発見、特に登所時における健康観察を通じての異常の有無の確認及び医師との連絡を行うほか、健康診断、予防接種の計画等保健活動を行うこと。
(イ) 零歳児の発育及び健康状態、家庭の食生活等を十分理解し、個人差に応じた給食を実施すること。
(ウ) 嘱託医(一般児童の嘱託医と兼務)と診療契約を結ぶなど、健康管理の徹底を図るため業務内容の充実を図ること。
 - 「延長保育事業」とは、東京都延長保育事業実施要綱(平成27年7月27日付27福祉保第511号)に定める事業として墨田区等が助成する事業をいい、「2時間・3時間延長」及び「4時間以上延長」とは同要綱4(1)④又は4(2)④の取扱いにかかわらず、実際に実施した時間のことをいう。
 - 「病児・病後児保育事業」とは、東京都病児保育事業実施要綱(令和7年9月2日付7福祉保第1567号)の第4の1又は2に定める事業として墨田区等が助成する事業をいう。
 - 「休日保育」とは、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用地域型保育、特定地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成27年3月31日付内閣府告示第49号)以下「告示」という。第1条第46号で定める「休日保育加算」の適用を受けた補助対象施設・事業において、休日に保育を実施することをいう。
 - 「一時預かり事業・定期利用保育事業」とは、東京都一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱(平成7年10月23日付7福祉推第276号)に定める事業として墨田区等が助成する事業をいう。
 - 「障害児保育(特児対象)」とは、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に基づき、特別児童扶養手当の支給対象と認められた児童(所得により手当の支給が停止されている場合を含む。)」を受け入れ、保育を実施することをいう。
 - 「障害児保育(その他)」のうち「身体」とは、「身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づき、身体障害者手帳の交付を受けた児童を受け入れ、保育を実施することをいう。ただし、(8)に該当する児童を除く。
 - 「障害児保育(その他)」のうち「知的」とは、「障害者手帳制度について(昭和48年9月27日付厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に基づいて、各自治体が定めた要綱等により手帳の交付を受けた児童又は、知的・社会的・運動機能の発達に遅れがあり、「日常集団保育を実施するに当たり、特に配慮が必要である。」と医師(嘱託医含む)、認定看護師又は臨床心理士等が認めた児童を受け入れ、保育を実施することをいう。ただし、(8)に該当する児童を除く。
 - 「分園」とは、告示第1条第52号で定める「分園」をいう。
 - 「アレルギー児」とは、食物が原因で起こるアレルギー症状をもつと医師に診断された入所児童をいう。
 - 「夜間保育」とは、告示第1条第47号で定める「夜間保育加算」の適用を受けた補助対象施設・事業において、夜間に保育を実施することをいう。
 - 「育児困難家庭」とは、児童相談所、子供家庭支援センター、保健所又は福祉事務所又はこども家庭センターが関与している家庭であって、家庭での育児が困難と判断されたものをいう。
 - 「外国人児童」とは、両親、父又は母が外国人の児童であって、児童本人、両親、父又は母の言語・習慣・食事に特別な対応を要する児童のことをいう。
 - 「年末年始保育」とは、12月29日から1月3日までのうち、2日以上開所し、在園児及び地域の未就学児の保育を実施することをいう。ただし、在園児に限定せず、広く地域に広報していたにもかかわらず、地域の未就学児の利用がなく、在園児のみに保育を実施した場合も含む。
 - 「保育所等体験」とは、地域の子育て家庭が、入所児童とともに、給食や遊びなど保育所等での生活を体験する事業をいう。
 - 「出席を促す親の体験学習」とは、出席前夜の母親、父親又は育児をする祖父母を対象に、保育所等において、保育士が乳児と関わる様子を見学してもらうことによって育児不安の軽減を図る取組をいう。
 - 「保育拠点活動支援」とは、保育士・看護師・栄養士の資格取得を目指す実習生(学生)又は他法人の新設保育所職員等を受け入れ、指導及び育成することをいう。
 - 「小規模保育事業(A型、B型、C型)」とは、告示第1条第5号に規定する小規模保育事業のイからハに掲げる類型をいう。
 - 「公定価格の第三者評価受審加算」とは、告示第1条第43号に規定する加算をいう。
 - 「1号認定」、「2、3号認定」とは、告示第1条第10号に規定する区分をいう。

別表2 地域子育て支援推進加算

加算項目				加算項目の対象	基準 (実施回数等)	年額 (円)	補助対象施設・事業	
1	次世代育成支援	小中高生の育児体験受入れ		小中高生の職場体験、育児体験等を受入れを実施している施設・事業	年10日以上	600,000	認可保育所、 認定こども園、 小規模保育事業	
2	育児不安の軽減	保育所等体験		地域の子育て家庭が、在園児とともに保育所等の生活を体験する取組を実施している施設・事業	年5回又は延べ10人以上	300,000		
					年10回又は延べ20人以上	600,000		
3		出産を迎える親の体験学習		出産前後の親の体験学習を実施している施設・事業	年3回又は延べ6人以上	300,000		
					年6回又は延べ12人以上	600,000		
4	保育人材の確保・育成	保育拠点活動支援	基本分	保育士・看護師・栄養士等の実習生(学生)や研修生(他法人の新設保育所職員等)を職場に受け入れて、指導・育成し、学校等に報告を行う取組を実施している施設・事業	年3人以上	400,000		
					年6人以上	800,000		
			加算分	(ア)	基本分の一般の研修・実習に加え、保育所等体験、出産を迎える親の体験学習、一時預かり事業又は定期利用保育事業に係る研修・実習を実施している施設・事業	基本分年3人以上		50,000
					基本分年6人以上	100,000		
				(イ)	基本分の一般の研修・実習に加え、病児・病後児保育に係る研修・実習を実施している施設・事業	基本分年3人以上		50,000
					基本分年6人以上	100,000		
5	専門家による研修実施	不適切保育防止研修	不適切保育防止研修を実施している施設・事業	実施回数1回以上かつ研修参加延べ人数10人以上	100,000			
				実施回数2回以上かつ研修参加延べ人数20人以上	200,000			
				実施回数4回以上かつ研修参加延べ人数40人以上	400,000			
		メンタルヘルス研修	メンタルヘルス研修を実施している施設・事業	実施回数1回以上かつ研修参加延べ人数10人以上	100,000			
				実施回数2回以上かつ研修参加延べ人数20人以上	200,000			
				実施回数4回以上かつ研修参加延べ人数40人以上	400,000			

備考

- 1 「不適切保育防止研修」とは、専門家による、不適切保育防止に関する理解・取組を深めるための研修をいう。
- 2 「メンタルヘルス研修」とは、専門家による、職員のメンタルヘルス不調等への相談対応に関する体制整備・マニュアル作成等をテーマにした研修をいう。

別表3 第三者評価受審費加算

加算項目	加算項目の対象	算定基準		上限額 (円)	補助対象施設・事業
第三者評価受審費	補助対象期間が属する年度を含む直前の過去5か年において、公定価格の第三者評価受審加算を受けている施設・事業	(1)	補助対象期間が属する年度に、公定価格の第三者評価受審加算を受けている場合	450,000	認可保育所 認定こども園
			補助対象期間において、施設が評価機関に支払った額から15万円を差し引いた額。ただし、右記金額を上限とする。		
		(2)	(1)以外の場合	600,000	
			補助対象期間において福祉サービス第三者評価の受審及び公表を行い、施設が評価機関に支払った額。ただし、右記金額を上限とする。		

別表4 とうきょう すくわくプログラム推進事業

加算項目	算定基準	上限額 (円)	補助対象施設・事業
とうきょう すくわくプログラム推進事業	とうきょう すくわくプログラム推進事業実施要綱に定める事業実施に必要な経費 (給料・手当、報償費、旅費、消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、備品購入費、通信運搬費、広告料、手数料、雑役務費、委託料、保険料、使用料及び賃借料並びに工事費)。ただし、右記金額を上限とする。	1,500,000	認可保育所 認定こども園 (幼稚園型認定こども園を除く) 小規模保育事業 家庭的保育事業 事業所内保育事業

※とうきょう すくわくプログラム推進事業は、区が設置する施設も対象

別表1別紙 事業所内保育事業

○→墨田区に申請できる部分 ×→墨田区に申請できない部分

○（84／100）→墨田区に申請できる部分（ただし、算定方法に84／100を乗じた額）

				墨田区にある事業所内保育事業				墨田区外にある事業所内保育事業		
				地域枠で利用する児童	従業員枠で利用する児童			従業員枠で利用する児童		
					墨田区居住			墨田区外居住	事業所内保育事業を利用していない児童	墨田区居住
					①	②		③	④	⑤
1	零歳児保育対策実施 かつ産休明け保育	実施	居住地区市町村	○	○(84/100)	×	×	○(84/100)		
2		未実施								
3	延長保育事業	零歳児の延長保育	所在地市町村							
4		2時間・3時間延長		○	○	○	×	×		
5		4時間以上延長								
6	病児・病後児保育事業			○	○	○	○	×		
7	休日保育			○	○	○	○他サービス利用者 (2, 3号認定)	×		
8	一時預かり事業・定期 利用保育事業	4時間未満		×	×	×	○	×		
9		4時間以上								
10	障害児保育	特児対象	居住地区市町村							
11		その他（知的）		○	○(84/100)	×	×	○(84/100)		
12		その他（身体）								
13	分園設置									
14	アレルギー児対応		居住地区市町村	○	○(84/100)	×	×	○(84/100)		
15	夜間保育			○	○(84/100)	×	×	○(84/100)		
16	零歳児保育	市部・小規模		○	○(84/100)	×	×	○(84/100)		
17		町村部								
18	延長保育事業（町村部）		所在地市町村	○	○	○	×	×		
19	育児困難家庭への支援		居住地区市町村	○	○(84/100)	×	×	○(84/100)		
20	外国人児童受入れ			○	○(84/100)	×	×	○(84/100)		
21	年末年始保育		所在地市町村	○	○(84/100)	○	○他サービス利用者 (2, 3号認定)	×		

備考

1 「従業員枠」とは、事業所内保育事業の利用定員のうち、児童福祉法第6条の3第12項第1号イに規定する「事業主がその雇用する労働者」又は「事業主から委託を受けて当該事業主が雇用する労働者」、同号ロに規定する「事業主団体から委託を受けて当該事業主が雇用する労働者」又は「事業主団体から委託を受けてその構成員である事業主の雇用する労働者」及び同号ハに規定する「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定に基づく共済組合その他の厚生労働省令で定める組合（以下ハにおいて「共済組合等」という。）が、当該共済組合等の構成員として厚生労働省令で定める者（以下ハにおいて「共済組合等の構成員」という。）又は「共済組合等から委託を受けて当該共済組合等の構成員」（以下「従業員等」という。）の監護する乳児又は幼児が利用する定員枠をいう。

2 「地域枠」とは、事業所内保育事業の利用定員のうち従業員枠以外の定員枠をいう。